

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	田 宮 康 弘	書	記	泉	大 作
書	記	今	木	浩	靖

開議の宣告

議長（星川睦枝君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

9日の総括質疑の発言について訂正がありますので、発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） おはようございます。

議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

9月9日月曜日の総括質疑における私の発言について、訂正を求めます。

平成25年度一般会計補正予算（第2号）の中の（仮称）大月運動公園の用地代買い上げについての増額補正において、日本陸上競技連盟公認の格下げや取り消しが最近あるという発言をいたしました。その中で、大垣の浅中陸上競技場につきまして3種を4種に格下げしたと発言しましたが、これは2種から3種に格下げしたの間違いでしたので、訂正をお願いしたいと思います。以上でございます。

日程第1 一般質問

議長（星川睦枝君） 日程第1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

清流クラブ、清水治君の発言を許します。

12番、清流クラブ、清水治君。

12番（清水 治君） どうも皆さん、改めましておはようございます。

議席番号12番、清流クラブの清水治です。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、これより会派を代表して質問をさせていただきます。

今回の会派代表質問では、買い物弱者の対策について、2番目にリサイクルセンターについて、3番目が背割り水路の後退について、以上3点について執行部の考えをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

これよりは質問席より質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは初めに、買い物弱者の対策についてお尋ねをしたいと思います。

先日、ある市民の方から、市内にも買い物に不自由な高齢者が多く存在していると、何か対策を考えていただけないかという相談を受けました。買い物弱者とは、流通機能や交通網の弱体化とともに食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のことを言いますが、

その増加兆候は、高齢者が多く暮らす過疎地や成長期に建てられました大規模団地等で多く見られるようであります。こういったことの背景には、社会情勢の変化に伴う店舗や交通機関、また医療や福祉などの日常生活に不可欠な生活インフラの弱体化がありますが、こんな中、今や地方自治体だけで住民のニーズに応えるのは難しくなってきていると思います。

経済産業省では、この買い物弱者の数を全国で600万人と推計しております。これは60歳以上を対象としたアンケート調査で、買い物に不便を感じている人の割合が16.6%あるという統計値から推計した人数です。この率で計算しますと、瑞穂市にも約2,100人の買い物の弱者がいることとなります。もっとも世帯構成や店舗状況など地域の特性を考えれば、率だけで算出した買い物弱者数はかなりアバウトな数値であるとは思いますが、行政面積が小さく、利便性のよい当市の場合は、実際の買い物弱者数はもっと少ないのではないかと考えられます。

そこでお尋ねをいたします。

市は当市における買い物弱者の状況をどのように捉えているのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） おはようございます。

清水議員から買い物弱者対策についてというお尋ねでございます。

「買い物弱者」という言葉につきましては、昔からあった地域のお店などが閉店するというようなことで食料品など日常生活用品の調達に困っている方々を指す言葉で、全国的にはここ数年で急速に問題化してきておるとい認識であります。

瑞穂市におきましては、特に福祉の観点から、買い物弱者という言葉こそ使っておりませんが、こうした方々について、高齢者や障害者など外出時の移動に支援を必要とする方という捉え方をいたしております。また、それぞれ対応する事業を行っているところでございますが、十分な対策にはまだ至ってはいないというふうには考えておりますが、まず高齢者への事業といたしまして、市では平成22年度に瑞穂市老人福祉計画を策定するに当たりまして、65歳以上の方を対象にいたしまして日常生活圏域ニーズ調査というアンケート調査を行っております。その中で結果として、欲しいサービスといたしまして、買い物の代金が24.5%、食事の配達、配食サービスですね、こちらが29.1%、通院などのための交通手段の支援42.2%と、多くの方々が外出に必要な場合の援助を求めておられるということがわかっております。こちらに関しましては、平成20年12月の森議員の質問に対しましても答弁をしておるところでございます。

そこで市といたしましては、まず配食サービスの充実に力を入れております。ダイニングサポート事業というものでございますが、この事業につきましては、今年度、補助金額を100円から250円にふやしたこともあって、登録者数が現在、8月末で123人とふえておりまして、今後もふえる傾向にあるというところでございます。

また、次に障害者に対する外出支援事業といたしまして、平成23年度に策定いたしました瑞穂市障害福祉計画に障害者の自立を支援していく諸事業を掲げておりまして、中でも重度障害者の方に対する事業として、外出時のタクシー料金の助成ということで、社会参加促進事業を行っておりまして、利用者につきましては、8月末現在で97人となっております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

12番（清水 治君） 県の年齢別推計人口の資料によりますと、ことしの7月1日現在における瑞穂市の65歳以上の割合が17.8%、県内市町村の中でも最も低い数というふうに聞いております。しかし、地区によっては高齢者の割合が30から40%に達しているところもあるのではないかなど。市内では、本田団地に牛牧団地、別府地区の一部や祖父江地区ですね、また旧巢南のほうでは呂久地区の高齢化率が高くなっているというふうに認識をしておるんですけど、一方、食料品等の買い物が行える店舗やコンビニ等の配置状況を見ますと、やはり幹線道路沿いに店舗が集中しており、特に本巢縦貫道沿いでは店舗が充実をしていると思います。これに対して旧巢南地区では、全体でスーパーとコンビニのわずか2店舗しかない状況ですね。こういった状況を勘案しますと、買い物弱者というのは、呂久地区を初めとした旧巢南の各地区、また本田・牛牧の両団地や祖父江地区に多く存在するのではないかなど推測されると思います。

経済産業省のホームページには、買い物弱者を応援する3つの方法が掲載されています。1つが店をつくること、2つ目が商品を届けること、そして3つ目が人々が出かけやすくすることで、それぞれに取り組み事例が紹介をされております。

まず、家から出かけやすくするという取り組みを考えますと、やはりそれはコミュニティバスの運行や乗り合いタクシーの送迎ということになると思いますけれども、当市のコミュニティバスは、高齢化率の高い地区や店舗も考慮した経路で運行されているとは思いますが、問題は運転手1人の巡回運転のため、どうしても運行本数が少なくなり、買い物するには利便性が悪くなっているのではないかなどという課題があると思います。また、乗り合いタクシーも多くの問題を抱えており、一般的には初期投資や経常収支のバランス、またタクシー事業者への影響といった課題があります。

いずれにしても費用対効果がポイントにはなりますが、市としてこのコミュニティバスの運行の本数増やデマンドタクシーの運行に関し、どのような見解を持っているのかをお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

今、清水議員のほうから買い物弱者ということで、経済産業省は3つの方法を掲げまして全

国の取り組みを紹介しておられるという御紹介がありました。

それで私どもからは、家から出かけやすくしようというのが私どもの課題ということで御答弁をさせていただきます。

現在のみずほバスにおいては、大きなスーパーとかお店としましては、本田・唐栗線ですと巢南のトミダヤ、馬場のピアゴ、別府の平和堂などが上げられます。また、十九条・古橋線ですと、十九条のバロー、別府の平和堂、牛牧・穂積線ですと P L A N T - 6、別府の平和堂と、3路線でそれぞれ買い物ができるようにバス停が整備をされております。ですので、物の考え方ですが、自分の近くでなくて、同じ線の少し離れた店を利用すると。それから、穂積駅で乗りかえる。それから、穂積駅の近くで買い物をします。また、時間についても、時間を選ばなければ利用できる路線が幾つかあるかと思えます。高齢者の方も多くの方が車に乗られている現在ですので、車の便利さから比較しますと、バスをどのように運行しても不便さを感じられるというふうに考えています。確かに1日8本から10本運行しておりますが、片道という部分がありますけれども、買い物する時間等を考えれば、かなりいろんな使い方ができるんではないかなというふうには考えています。

ことしの5月に調査した結果では、買い物利用客かどうかは不明でございますけれども、店舗近くのバス停の利用者というのは、おおむね2人から3名というところでございます。

また、デマンド交通という少しお話がございましたけれども、今、全国を見ますと、タクシ-のバスという感じで考えられればよろしいかと思えますが、運行方式が大きく4つほどあります。どちらにしても、前もって予約をします。ほとんどが前日の予約ということになりますけれども、その中でいろんな課題、メリット・デメリットがあるようでございまして、一部の民間のタクシー会社と他のタクシー会社をどうするかという問題、利用目的の制限をどうするかということですね、思った以上に利用者がどこもかも少ないようでございます。経費やシステムにも投資がかかるということで、全体的に見てみますと、山間部とか、交通網が余り発達してないところに、こうした制度が導入されているようでございます。

瑞穂市の場合は、先ほど言われたように、決して面積が広くありません。その中にも割方多くのお店がありますので、3人ぐらいで公民館に集まってタクシーに相乗りをしますとか、隣の方が買い物に行かれるときにちょっとお願いをしますとか、子供さんが少し離れてみえても1週間に1度ぐらいは親子で買い物に行くとか、そんなことを考えがたら、またみずほバスもうまく使っていただけたらなあと思ったりもします。

買い物弱者の対策としては、いかに先ほど言いました3つの柱をうまく利用するか、また地域でどのように考えるかということでございますので、多分この後、福祉部のほうからまた御説明があるかと思うんですが、そうしたところでみんなで助け合うというのが基本かなとは思っております。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 清水治君。

12番（清水 治君） なかなかコミュニティバスやデマンドタクシーをふやしたり、公で運営するというのは問題点が多いと。すなわち公助には限界がありますよというような答弁だとは思いますが、経済産業省が出している買い物弱者対策には他に、店をつくることや商品を届けるという方法があります。これは、いわゆる自助・共助による取り組みになるかと思えます。商品を届けるという事業は、もう既に企業や組合などで宅配サービスが行われており、市内でも多くの方が利用されていることと思えます。しかし、全国の事例を見てみますと、商品受け取りに地域ステーションを設置して配送コストを削減する取り組みや商品と企業との共同によるタクシー宅配など、新しい事業展開をしているところもあるようです。また、住民出資によるNPO法人で店舗運営を行い、買い物弱者を支援している地域もあるようです。要するに公助・共助・自助、これらが連携してよりよい住民サービスを行うための取り組みが行われているということですが、当市においてもこういった取り組みができないものでしょうか。

先日、うすずみ研修センターにおいて、瑞穂市自治会連合会の校区活動報告会が行われております。その資料を拝見しますと、当市の校区活動の充実ぶりがわかりますし、地域のまとまりも大きくなっているものと感じます。今はイベントや防災訓練などの取り組みが多いようですが、ここに地域を主体とした福祉への取り組みが加われば、買い物弱者支援だけでなく、広く高齢者や障害者支援にもつながってきます。

行政としては、他の自治体の取り組みも参照しながら、自治会連合会や商工会、さらには企業とも連携して、買い物弱者を含めた福祉支援を検討すべきと思いますが、お考えを聞かせてください。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 今後の買い物弱者対策での地域での活動ということでございますが、自治会など地域での活発な活動を支援するために、今年度より地域支えあいあい事業を実施しております。これは地域における生活課題などを地域で解決できるよう、地域の中で支え、地域が主体となった地域住民等の活動を支援するもので、校区ごとに1自治会をモデル事業として実施するものでございます。地域での高齢者の支え合いを活性化するために、ふれあい事業、はりあい事業、健康づくりあい事業として、自治会で行う事業について、市役所から講師を派遣したり、経費を補助したり、また自治会連合会の会議などを通じてPRし、取り組む自治会を募集いたしましたところでございますが、まず手始めとして、西校区の1自治会が始められておるところでございます。こういった取り組みの中で、共助という部分についての取り組みが広がればというふうに考えておるところでございます。

また、シルバー人材センターでも25年度に取り組みを計画されておりましたが、今はまだ期

待できる状況ではございません。また、社会福祉協議会とか各種ボランティア団体など、こういったところへもこういった取り組みを模索しておるところでございますが、今現段階においては、そういった事業展開するに当たり、人材が見当たらないという状況ではございますが、今後も引き続き考えていきたいというふうに思っております。

こうした事業につきまして、老人福祉計画の中で企画し、実施してきておりますが、今年度から来年度にかけて、次の老人福祉計画を策定いたしますので、再度それに向けてニーズ調査を実施いたします。この中で外出支援についても、どんな施策が考えられるか、さらに検討してみたいというふうに考えております。

また、障害者への施策につきましても、障害者自立支援協議会において、こういった問題について審議していただきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

12番（清水 治君） いずれにしましても、こういう買い物弱者対策は、まずその実態を調査し把握しないと始まりません。ただ、こういった買い物弱者を含めた高齢者・障害者福祉を進めるには、ともに暮らしている地域の助けが必要になるというふうに思います。まちづくり基本条例の中の第5章、コミュニティ活動ということで、第9条の中にも、地域でお互い助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けてみずから行動するよう努めますというふうなうたっておりますので、共助ということですね、これからの時代は共助と、そして協働という考え方の中で行っていくのが基本ではないかなあというふうに思っております。これを踏まえて行政の積極的な取り組みを期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、リサイクルセンターについてお尋ねをいたします。

このリサイクルセンター整備計画については、今までも何度も一般質問でお尋ねをしてきました。平成24年3月議会においてリサイクルセンター整備計画について質問したときは、平成24年度は、粗大ごみの有料化後の粗大ごみ、特に廃プラスチック・木くずの搬入量など、これらのデータ収集・分析をし、平成25年度のごみ処理基本計画の見直し時に、市民各位の御意見を頂戴しながら検討するとの答弁でした。

次に9月議会において、リサイクルセンターを建設した後のごみ処理にかかわる経費と現状のごみ処理にかかわる経費を比較検討し、その結果次第では平成25年度のごみ処理基本計画の見直し時にリサイクルセンター建設以外の方法も検討するののかという質問をいたしました。そのときの答弁では、ごみの排出量と、それにかかわる経費が大きな問題であり、リサイクルセンターを整備する際のキーポイントとなり、破碎委託とか、資源物の集積場プラス破碎委託という方法も来年度の見直し計画の中で検討したいとの答弁でした。

平成25年7月1日に行われました廃棄物減量等推進審議会の会議録を見ますと、委員より、

このリサイクルセンターについての計画について質問が出ていました。事務局の答弁は、現基本計画の中でありますように検討をしてきましたと。市行政も、議員も、北方のリサイクルセンターの視察などを行ってききましたが、市独自でリサイクルセンターを持つのは、今のごみの量では効率的でないと考えている。現在のところは自前で処理するつもりもなく、今年度からの処理先として中央清掃に運搬を委託し、海津市平田にある民間処理施設で破碎処理をして、西濃環境にて焼却処理を行っているとの答弁がなされていました。

そこで、お尋ねをいたします。

リサイクルセンター整備計画は、検討した結果、平成25年度のごみ処理基本計画の見直しでは行わないのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） ただいまの清水議員のリサイクルセンターについてお答えしたいと思います。

議員が申されましたように、現在、粗大ごみの木くず及び廃プラスチックのうち金属等の異物が付着していないものにつきましては、平成25年度より海津市にある民間のごみ処理業者にて破碎後、西濃環境保全センターにて粗大系可燃物として焼却処分をしております。

今年度見直し、改定いたします一般廃棄物処理基本計画には、廃棄物減量等推進審議会からの審議、答申を踏まえまして、リサイクルセンターをどのようにするかを示す方向で進めておるところでございます。リサイクルセンターといいましても、破碎機を設置する形、あるいは破碎機を設置しないエコドーム的な形とさまざまなリサイクルセンターの形がございますので、この計画の見直しの中でどのようなリサイクルセンターを目指すかを具体的な部分まで踏み込んで考えていきたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

12番（清水 治君） この答弁の中に、今のごみの量ではリサイクルセンターを持つのは効率的ではなく、現在のところ自前で処理するつもりはないとのことですが、リサイクルセンターを整備したときと、民間処理施設で破碎処理を委託したときのかかる経費ですね、この比較をもしされているなら、どのようになっているかをお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） ただいまの御質問ですが、さきに申し上げました海津市の民間業者への搬入を検討する段階におきましては、県外へ搬出した場合の費用、それから独自でリサイクルセンターを整備しての費用と比較検討を行っております。その時点の比較した結果を申し上げますと、平成23年度の廃プラスチック及び木くずのごみ処理経費は約7,200万円です。この費用は、23年6月・7月につきましては、特に無料化の駆け込みというのが大変ありまし

たので、そのあたりを勘案して、平成24年の8月までの経費をもとにした平成25年度の試算では、県外へ搬出した場合は年間約4,500万円、海津市の民間業者に搬出して破碎すると言いました今やっておる形態で処理した場合、年間3,500万円でした。また、独自で破碎機を設置した場合のリサイクルセンターとしての費用は、北方町のリサイクルセンターの事例を比較として申し上げますが、平成21年度では実績で年間5,300万円となっております。

リサイクルセンターの自前での建設に係る費用対効果分析を平成23年の3月に行った結果では、イニシャル・ランニングコストを含めましてトータルで申し上げますと、建設の19年目にリサイクルセンターの効果があらわれるという試算結果となっております。しかし、19年後には、破碎機の老朽化等で改めて入れかえることを検討する時期にもなること、また平成23年度の木くず及び廃プラスチックの排出量が647トンに対しまして、平成24年度では334トンと半減していることから、破碎機を設置するリサイクルセンターの建設は、現時点では非効率であると判断しております。

ちなみに、北方町のリサイクルセンターの建設費用を申しますと、3億4,800万円の費用がかかっております。これらにはもちろん用地費が入っておりませんので、さらにその費用が加算されるということになると思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

12番（清水 治君） 今回、こういった形でリサイクルセンターを見送った場合、この基本計画の見直しというのは大体5年ごとに行うというふうに聞いておったんですけど、もし今回そういうふうでなかった場合には、次の5年後に見直しを行うというような形になるのか、その辺はどういうふうになるんですかね。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） 現在の計画は平成21年3月につくっておりますが、目標年次が平成35年度となっております。平成21年度に策定いたしました一般廃棄物処理基本計画は、第1次目標年次を今年度、平成25年度として、今回見直しをしておるところでございます。今回の改定では、リサイクルセンターのあり方を明確にして、以後5年ごとの見直しの中で、粗大ごみの木くず、それから廃プラスチックの排出量の推移の状況を踏まえながら、随時見直しを図っていこうと考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

12番（清水 治君） 瑞穂市の第1次総合計画の後期基本計画の中で、粗大ごみの処理料金の有料化により、粗大ごみの発生量は減少傾向にあります。しかし、廃棄物量に影響を与える人口増加が予想される中で、広域的な処理体制の充実を図ることが求められます。ごみの問題

は、処理の適正化のみならず、環境への負荷を考慮して、廃棄物の排出抑制やリサイクルを進め、資源を循環できる社会構造を構築することが重要であると。本市においても、ストックヤードや空き缶・ペットボトルの回収処理機を設置し、分別収集の徹底を図っていますが、さらなる再資源化へ向け、サーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへの変換を目指してリサイクル率を向上させると書いてあります。

また、基本方針には、広域的視点による廃棄物の適正処理を進めるほか、限りある資源を有効に活用した循環型社会の実現を目指し、資源の再使用・再資源化に対する市民の意識啓発を図るとともに、行政と地域社会が一体となったりサイクル活動を進めると書かれています。

そのためにも私は、中間処理施設としてリサイクルセンターは必要と思いますので、ぜひ前向きに検討していただくようお願いしまして、次の質問に移ります。

次に、背割り水路の後退についてお尋ねをいたします。

この背割り水路の後退につきましても今まで一般質問してきましたが、最近では土地の開発による背割り水路の後退が少ないように見えますが、前回、平成23年3月議会で質問いたしましたときは、平成22年度の土地の開発による後退の要望件数は30件で、協力をいただいた件数は21件あったという答弁でしたが、平成24年度の背割り水路の後退路線にかかわり要望した件数と、その中で協力いただいた件数はどのような状況になっているかをお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 清水議員の御質問にお答えいたします。

平成24年度の背割り水路後退の要望をした件数は、開発許可で7件、位置指定で10件で、計17件であり、そのうち後退の御協力をいただいたのは、開発許可で3件、位置指定の2件の計5件でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

12番（清水 治君） 従来、開発道路を開発業者より寄附を受けて市道認定するときは、背割り水路の後退と水路側に隅切りをしていたと思うんですけども、最近の開発に伴う認定道路を見てみますと、背割り水路の後退と水路側の隅切りもなく、6メートルの幅員で水路まで突き抜けているという状況が見受けられますが、この後退や隅切りはなくても認定するという形に、いつからこういうふうになったのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 開発に伴う認定道路は、通常は突き当たり道路の先は、隅切りは必要ありません。突き当たり先が背割り水路の後退が発生する場合には、道路形態として隅切りが必要となりますので指導・要望はしておりますが、背割り水路の後退と、さらに隅切りとなりますと、指導でも要望でございますので、開発業者のほうの負担が増すということにな

り、御理解が得られてない状況でありまして、旧の穂積エリアが市街化の中でも背割り水路のことをやっております、ほかの開発でやられる行為のときには、6メートルとっていただいておりますので、あくまでも要望で、6メートル部分に関しては今はいただいております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

12番（清水 治君） その点につきましても、前回質問したときに、道路整備審議会において、背割り道路については、旧穂積地域については水路を6メートル道路に整備すると。この整備水準を上げるためにも、このまま従前どおり背割り道路として今後とも整備をしていきたいと結論づけていると、この道路整備審議会ではそういう結論をつけているという答弁でしたが、その方針には変わらないということですね。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 23年3月の一般質問で前部長がお答えしたとおり、市街地内の区画道路の整備水準を上げるためにも必要と考えておりますので、今後も背割り道路として要請はしていきたいと考えております。変わっておりません。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

12番（清水 治君） 前回は質問させていただいておるんですけど、この背割り水路の後退に協力するときの市が買い取る代金に課税されるとか、これは収用じゃないということで課税されると。後退した土地の表面にコンクリートを打ちなさい、これは雑草とかそういうものが生えるということでコンクリートを打ちなさいとか、これをやりますと買い取り金額より実際にはマイナスになる可能性があるんですね。昔は、バブル時期というのは結構単価がよく買い取っていただいていたんですけど、今は大分下がってきていますので、マイナスになる点があるということで質問させていただいたときに、これは税法後の関係がありますので、一度その辺は担当部局と協議をして、できるだけ有利に働くよう検討したいと思いますとの答弁でしたが、その結果どういうふうな協議をされたか、お聞きしたいなというふうに思います。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 背割り水路の後退部分の土地の買収が発生するのは、個々の土地利用が行われるときに将来の区画道路とするために協力要請するものであります。

それで今御質問で、租税特別措置の対象にならないのかと。穂積町の時代ですが税務署のほうに聞いており、回答は、道路に適用できるようにしなければ税の適用は受けられないという回答をいただいております。このことから、現実的にいつ整備ができるかわからない背割り水路を道路法の道路認定をすることは無理が生ずることから、一般買収とならざるを得ませんの

で、御理解のほどよろしくお願いいたします。

来年度から、路線での後退状況を鑑みまして、計画的に道路整備を図っていきたいとは考えておりますので、そのときには御協力のほどよろしくお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

12番（清水 治君） 実際に今、背割り水路で道路ができているというのが、穂積郵便局の南側は確かに道路ができて、そこ1カ所だけということで、現実に本当に道路ができるのか疑問に思いますので、ぜひそういった形で道路をつくっていただくということと、もっと後退に協力しやすいような検討をしていただきたいというふうをお願いをしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、清流クラブ、清水治君の質問を終わります。

次に、新生クラブ、森治久君の発言を許します。

森治久君。

5番（森 治久君） 皆さん、おはようございます。

議席番号5番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、以下3点について新生クラブ会派代表質問をさせていただきます。

まずは先日の台風18号、この瑞穂市においては被害が少なく、最小限で済んだということでございますが、全国各地においては、とうとい命を亡くされる方、また家が倒壊・崩壊、道路等に水がついて床上浸水等の被害が起きることになりました。心からのお見舞いと、亡くなられた方へのお悔やみを申し上げます。

また、先日の15日、16日、老人の日、敬老の日と、この両日において、この我がまちにおいても各地区において敬老会が催されたことと存じます。そんな中で、この老人の日、敬老の日は、長年にわたって社会に務めてまいられた高齢者の皆様方を敬愛し、そしてその長寿をお祝いする日でございます。今後、高齢化率が高まる高齢化社会において、高齢者の皆さんがますますこの地域において生活しやすい環境と、そしてその仕組みづくり、助け合い、支え合えるようなまちづくりを進めてまいることを祈念申し上げ、一般質問に移らせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

瑞穂市合併から10年が過ぎ、5月1日の新聞記事「瑞穂市制10周年、堀市長に聞く」で市長が語られた、住民の満足度が高いまちにしたい。そして、この定例会での所信表明でございました、平成24年度決算が出そろい、市財政の状況が明らかになりましたので、総括しますと、私のマニフェスト、人と自然に優しい災害に強いまちづくりを着実に推進しつつ、収支バランスの均衡に留意した堅実な財政運営を示すことができたと考えております。実質収支は全会計

が黒字であり、財政力指数は0.78と前年度より0.02ポイント落ち込んだものの、経常収支比率は81.7と前年度より0.7ポイント、実質公債費比率は3.0と前年度より0.7ポイントそれぞれ改善されたほか、地方債現在高は前年度より0.8%減、基金現在高は前年度より1.6%増と、高い健全性を示すことができました。今後も引き続き健全財政を維持していく所存ですので、議員各位の御理解をお願いしますとの言葉を受けまして、1点目にみずほバスの運行について、2点目は空き家等の対策について、そして3点目は近代和風建築の保護についての質問をさせていただきます。

詳細は質問席にて行いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1点目に、みずほバスの運行についての御質問並びに提案をさせていただきます。

瑞穂市コミュニティバス、通称「みずほバス」ですね、この運行目的、瑞穂市のホームページのほうに明記されておる運行の目的、3つ書いてございます。ちょっと簡単に読ませていただきますので、1点目に、交通需要に対応した適正な交通機関の分担を図り、交通空白地帯の解消、短距離交通システムの整備等をし、既存バス路線では十分な対応ができない需要にきめ細かく対応します。2つ目に、高齢者や子供等の移動を支援することにより、その社会参加を通じた外出意欲を促すとともに、公共施設、買い物等へのアクセスを確保します。3つ目に、公共交通サービスを充実・強化することにより、自家用自動車依存を抑制して環境負荷を軽減し、道路交通混雑の緩和を図りますと、こちらに明記してございます。

また、他のまちにおいても、例えばこれは美濃市でございますが、美濃市は従来、岐阜バスの路線であった線の廃止に伴い、廃止代替のバスとして、美濃市と関市が共同で運行を存続している自主運行バスですね、こちらの目的には、市民の皆さんに通学・通勤、買い物や、病院への通院などに御利用していただくための生活交通路線バスとして維持確保に努めていますという目的でございます。また、こちら本巣市、また飛騨市等、岐阜県内各自治体、行政において、コミュニティバスと言えるような行政バスをいろんな仕組み、また手法をもって取り組んでおります。

そこでお尋ねしますが、瑞穂市においてますます高齢化と交通弱者の増加が急速に進んでいる地区が、先ほどの清水議員の御質問にもございましたとおり、ございます。そんな中、みずほバスの運行について、今、行政が抱える課題、また現状等をまずはお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、現在のみずほバスの状況を少し説明させていただきたいと思っております。

まずは、現在の県内の市町村のコミュニティバスの現状についてですけれども、国庫補助とか県の補助を受けている路線の中で、1路線当たりの乗車密度を他市町と比較しますと、瑞穂市が多分最も多い状態でございます。多分と言いましたのは、その書類にない線があるといけ

ませんけれども、私どもが把握しておる中では、一番乗車密度が高いという状況になっております。

また、高齢化がどんどん進みますと、全国的には鉄道やバス路線の利用者が減ってきております。そんな中で、路線バスの廃止、鉄道の廃線ということも実際に行われております。

瑞穂市の目的ということで、先ほど読まれましたけれども、瑞穂市もよく考えてみますと、路線バスが幾つか既になくなって、今、私どものコミュニティバスが主流になっておるということですので、他の市町同様、私どもも既に路線バスがなくなっておるということで御理解をいただきたいと思ひますし、また今後も高齢化がどんどん進んでいくと。そんな中で、どのようなバス状況があるといいかなあということだろうと思ひます。

状況でございますが、昨年までは4路線で走っておりまして、今回は3路線と。どちらかといいますと穂積駅を中心にとということでございますが、昨年の4路線の中には、一部本巣市のほうに行っておった路線がありまして、そのほとんどがLCワールドのほうで乗られる方ということで、本来の姿ではないので、全体を一遍見直すということで、皆さんの御意見をいただいたというのが現実でございます。

そこでちょっと他の市町の運営の方法で、多分、議員さんの考えの中にも、みんなの意見をもっと聞かないかのやないかというのがあろうかと思ひますので、県内ですと岐阜市さんが地域の皆さんの意見を聞いてということを進めておられますが、その状況を少しだけお知らせしたいと思ひます。

岐阜市の場合ですけれども、各地域でバス路線等を考えているところは、県内ですと岐阜市だけがございまして。コミュニティバス等運営協議会という、バス路線等を地域で考える組織を設置しておられます。協議会では、地域住民の代表として、連合会長さん、老人クラブの会長さん、民生委員さんなどの方々と、市の職員、運行事業者、道路管理者等、20人から30人で構成されておられるようでございます。路線の決定までですと、協議会の委員の一部の方が委員さんになって路線案を作成されますと。そして、その路線案に対して、運行業者とか道路管理者等が確認し合っ、また調整をされます。案を協議会で審議し、それを市の公共交通会議に諮ると、承認をするという格好になっておるかと思ひます。

岐阜市の場合、市内を路線バスが運行しておりますので、現実にかうしたコミュニティバスというのは、市内の中心部から離れたところとか、路線バスが、先ほど言われたように廃線されたところをどうするかということで、一つの自治会だけでなく、幾つかの自治会が一緒になって協議会をつくっておられると。そして、収支がある程度達成される見込みがあれば、市のほうも補助、運営をしていくということございまして、収支が達成できなければ、廃線ということで市もお金を出さないということになっておるようでございます。

ですので私たちも、あつ岐阜市は民主的にやってみえるんだなということをおもひましたが、

いろいろ考えてみますと、基本的には路線バスがないところを話し合いでやってみえるというところですので、なかなか難しいものがあるかと思いますが、私どもも今後については、皆さんの御意見を少しでも多く取り入れたいと思いますし、またぜひとも、こうするといいんだよという御意見をどんどんいただきたいと思います。とって岐阜市のコミュニティバスの利用者というのは決してよくないという状況でございまして、利用率はどうでもいいので、少しでも回したらどうやという意見もありましょうし、今、穂積駅を中心に回っておりますけれども、時間を長くすると利用者が減るという傾向もございまして、どのように運行するかというのも一つの目的だろうと思いますが、また皆さんの御意見をいただきながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5 番（森 治久君） ありがとうございます。

この行政バスですね、コミュニティバス、先ほども私申し上げたとおり、これは岐阜県のほとんどの自治体がこのような仕組みを持って行っております。これは岐阜県のみならず、日本全国で取り組みをされておると思っています。これはあくまでも行政バスでございますので、行政サービス、市民サービスの一環として走らせておる公共交通機関の一つの手段で、このような運行をされておられます。当然どの自治体も、行政サービスの一環として走らせておる、またそのような取り組みをしている事業でございますので、収益性であったり、利用者が少なくても運行せざるを得ないというようなことも考えつつ取り組みをされておると思っております。

そんな中で瑞穂市においても、もともとは旧穂積町が、ほづみバスということで、JR穂積駅を、またこの庁舎、穂積庁舎を核として運行を始められた経緯であると思っております。それが今、瑞穂市になって、巢南の庁舎と、この穂積庁舎、またそれが駅へということでの基点ですね、そのような形での路線バスということでございますが、路線バスというよりは循環バスというような特質を持ったバスかなあと思っております。

そんな中で、本巣市の例を挙げますと、本巣市はフリー乗降区間という区間を設けて、その間で経路上、路線上であれば、乗りおりが自由にできるというような路線も設定しております。また、他市町の行政バスにおいても、連絡停留所というものを、これは今、瑞穂市は25年の4月から改正をされて3路線になりましたが、この3路線の停留所の核になる部分ですね、接続、連結、連携がとれるような停留所を連絡停留所というような位置づけをして、もっと市民の皆さんがこの3路線をうまく活用できるような仕組みということではできのうかかなと私は考えます。今現在も穂積駅を連絡所として、またこの穂積庁舎、巢南庁舎を連絡所ということがございますが、その区間内での連絡所というものも考えればできるものと思っております。そのような考え方、先ほどのフリー乗降区間、また連絡所のお考えをお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、3路線の連絡停留所はできないかということで御質問をいただきました。新しい案を、こうしたらどうだという御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

現在の3路線で考えますと、そうした箇所というのは、実を言いますと穂積駅、穂積郵便局、瑞穂市役所というのがそれに当てはまるかと思えます。多分今言ってみえる3路線を活用ということになりますと、本来は多分、地域の中央に何かそういうのがあって、いろんなところへ行けないかということ通常は考えるだろうと思えます。ですので、今は確かに穂積駅ということで少し東のほうにありますけれども、市の中央部にこの市役所があったりとか大型集客施設等がありますと、また全然路線の考え方が変わってきてまして、その路線からいろんな方向へまた行って、最後はそこへ戻るよということですので、本来は穂積駅とか穂積郵便局がまちの中央にあると、もっといろんな路線が組めるのかなあと、そんなことも考えております。

先ほど買い物弱者の中で、穂積駅で一回おりて、ほかのところへ乗ってみてはどうでしょうかということで、ある意味それが少しずつできるようになっていますので、全てではございませんけれども、今みたいな考え方で、利用しようと思うと利用できる線が幾つかあるように考えています。

そして、この10月1日からICカードということで、ICカードで乗れるようにバスのほうの運賃箱を変えます。そうしますと、基本的にはアユカの対応、うちのコミュニティバス、アユカという岐阜バスの乗車券の制度を導入するわけでございますけれども、バス同士で45分以内に乗り継ぎをしますと40円の割引があるということが出てきますし、ICカードを使うことによってポイントがつくという点もございます。ある意味でいけば、こういう点と乗り継ぐということを考えますと、全てではございませんけれども、考え方によっては意外とおもしろい路線になっておると思えますし、そのあたりも実を言いますと意識をして見直ししてきております。

そしてもう1点、本巣市のようにフリーでできないかなということ。このフリーということはよく言われるんですが、田舎のほうとっては御無礼ですけども、交通量が少ないところであれば、そういうことが非常にしやすいわけですが、瑞穂市の場合は停留所一つ決めるにも非常に苦労しておりまして、私どもが停留所を決めた停留所で決まっている路線というのは半分以下でございます。というのは、交差点から何メートル、人の入り口から何メートル、これから何メートルというふうに停留所は言われますと、ほとんどが停留所が決められないという状況に既にあります。路線バス等ですと、今は確実に乗車できる乗降客の待ち場所というのが必要でございますが、コミュニティバスはそうしたものは必要ないんですけども、ある程度安全ということになりますと、バス停を決めるのにも非常に難しいものがございます、

よく私たちも何とかならんのかなあと思ったりもしますが、なかなかそこらあたりは難しいというのが現状ですので、御理解をいただきたいと思いますが、バスの運転手もおおむね時間で、バスに乗ろうかなと思ってみえる方については配慮をしておるはずですので、そのあたり御理解をいただきたいと思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5 番（森 治久君） ありがとうございます。

前回の一般質問でもさせていただきましたが、今、市内の公共交通機関といえますと、まずは JR 東海道線穂積駅を核とした公共交通機関ということになります。そのほかですと樽見鉄道ですね、これは本巢のほうから大垣まで、瑞穂市内には 3 つの駅がございます。美江寺駅、十九条駅、横屋駅ですね。またこれとは別には、ただいま御質問させていただいておりますみずほバスですね、行政バス、この 3 つ。

前回の 6 月議会でも御質問と御提案をさせていただきましたが、市内の公共交通機関の利便性、また効率性を考えますと、これをいかに今以上に高めるかということ、また市民の皆さんにいかに使い勝手がいい、また皆さんにとって利用しやすいかということを考えると、みずほバスと樽見鉄道の連携というものは少し工夫して、そして他市町の協力をいただければできるのかなと考えます。前回の質問において、樽見鉄道の中期・長期的な将来ビジョンはということで御質問をさせていただいたところ、市長の御答弁では、東海道本線と将来的には樽見鉄道が接続できるのが一番であるという強い信念・理念に基づいた御答弁をいただきました。

そんな中で、それは中期・長期的なビジョンでございます。今、まさに高齢化率が高まる、そして瑞穂市内に多くの児童・生徒が今でも増加していることを考えますと、そのような方の交通手段を円滑に進めるためには、樽見鉄道とみずほバスの連携というものが必要になると考えます。十九条駅であったり横屋駅であったりというものに、みずほバスが時間に合わせた連結、連携をできるような運行表を、路線とまた運行時間を合わせて利用度を高める、これは樽見鉄道の利用度も高め、また本巢市の樽見鉄道を利用される方が、穂積駅へ向かいたい人であれば、当然そこで乗りかえをして、みずほバスを利用して穂積駅へ向かうというような、穂積駅とつなげるような直行バス、路線バスですね、このようなものの提案を再度させていただきますが、いかがお考えか副市長にお伺いさせていただきますが、よろしいでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 副市長さんにということでしたが、少し私のほうから答弁させてもらって、あと副市長さんに譲りたいと思います。

森議員からいつも樽見鉄道のいろいろお話を聞きますが、まず一番大事なことは、樽見鉄道

という貴重な財産がございますので、この財産をどう生かすんだということが一番の私基本だと思っております。鉄道というのは、正確で速くて安全であるということでは、非常に大切な資源でございますので、これをいかに使うんだということをみんなで考えないといかんだらうと常々思っております。とはいえ現状はといいますと、平成24年度の実績ですと、1日平均、樽見鉄道の利用者としましては、横屋駅が86人、十九条駅が56人、美江寺駅が72人でございます。横屋駅も多いようでございますが、大垣市内の高校へ通う方の姿も見かけますということで、瑞穂市内の方が利用してみえるというのは実際言いますと決して多くはございませんし、今言いましたのは乗降客数ですので、実人数はこの半分ということになるかと思えます。

また一方、本巢市内の状況をちょっと考えますと、実を言いますと本巢も非常に瑞穂と同じように交通の便のよいところございまして、岐阜や愛知県へ行く方については、ほとんどの方が車で行かれると。そして、名古屋、岡崎、刈谷まで行こうと思うとJRを利用されますので、穂積駅の周辺の駐車場に車を置いていかれると。バスの利用者はどうしても前の名鉄の影響がございまして、北方経由で名鉄の岐阜駅、JRの岐阜駅というところがどうしても流れになってしましまして、樽見鉄道を使って穂積、JRへというのが、なかなか見えてこないというのが現実だろうと思えますし、本巢市さんのほうとお話をしておっても、瑞穂さんがそういうことをしてもらえれば私たちも協力はしますよという、今現在としては決して積極的ではないというふうに考えてはおります。

そうした中で将来的には、今の穂積駅も私たちが入ってから建てかえができました。でもそれには相当の年月とお金がかかっておりますし、JRのあそこのガード下も、まだ先般、多額のお金と年月がたってできたということですので、将来的に樽見鉄道をどうするんだと、それから穂積駅とか、そうした駅をどうするんだということは、本当に真剣に考える必要があろうかと思えます。

そうした中でいつも質問というふうに理解をさせていただいておりますので、ある意味、各駅からの本数をふやせればということでございますが、実を言いますと今のみずほバスは、全てではございませんが、樽見鉄道の乗り継ぎができるように時間も調整しておりますので、そのあたりも御理解をいただきたいということで私から答弁をさせていただきまして、副市長のほうに譲りたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 森議員のほうの御質問に対して、私のほうからお答えをさせていただきます。

基本的には、ただいま総務部長がお答えした内容が市の基本的なスタンスだとしてお考えいただければと思えます。ただ議員御指摘のように、現在のみずほバスのあり方を問う御意見と、それから将来を見据えた公共交通としてのみずほバスのあり方を問う御意見になるわけでござ

いますが、現時点でのみずほバスの状況は、要するにことし4月から改正になったバス路線への不満を感じてみえる市民の声をいかに考えるかというような視点だというふうに解釈をしておりますが、この件については、一応、総務課職員が実際にバスに乗って乗降客数や利用度を調査しまして、一方で利用者や自治会といった場で市民の方の御意見をお聞きしながら、さらにはパブリックコメントなども行いまして編成したものを、最終的には有識者や市民で構成する瑞穂市地域公共交通会議に諮問をさせていただきまして承認を得て事業化して、あわせて駅前前の改修も事前に実施したことを考えますと、直ちに見直しするのではなく、ある程度皆さんの御意見をお聞きしながら検討していきたいというふうに思います。

先ほど岐阜市さんの例もお話をされたんですが、これも新聞で見させていただきました。あくまで岐阜市については、自治会のほうというか地域のほうですね、そこの発案によって動いているということで、ちょっと関与度が違うというふうに思っております。

もう1点の中・長期的な樽見鉄道との連携については、樽見鉄道自身が存続がどうなるかということで、喫緊の課題等もあるわけでございますね。そうすると瑞穂市として、現に市内の高校生や通勤者が樽見鉄道を利用されている実態、あるいは需要があることを考えれば、樽見鉄道の公共交通機関としての役割に、一定の評価というか価値を見出しておるところでございます。

この地域、瑞穂市は、県の将来人口の推計においても2025年までは人口増加を続けるということなどを考えますと、通勤者の足をどのように確保していくかということが大きな課題だということをお考えのところでございます。議員御指摘のように公共交通の利便性をさらに高めていくには、思い切った中・長期的な発想も必要になってくるのではないかなと思います。それには、ただ瑞穂市だけで考えられるわけではございません。JR路線の駅を基点として考えていくように、ある程度広域的な観点から将来ビジョンの中で具体化していく課題と考えられるわけでございますが、夢のある行政ということで考えれば、ある程度そういったことを真剣に具体化していく計画を立案していくというのも行政マンの責務というふうに考えておりますので、関連的な回答になって質問の趣旨には沿いませんが、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。

今、副市長のほうから御答弁いただきましたが、私のほうからは、先ほども申し上げました繰り返しになりますが、この瑞穂市において市内公共交通会議というもので常々みずほバスのあり方、または市内の公共交通のあり方ということでお話し合いをされる中で、いかに効率性のよい、また経済性のよい仕組みづくりというものを考えていただいております。先ほども申し上げました、今まさに、先ほどの清水議員が申されたように、交通

弱者という方が限定された地区・地域においてはおられます。本田団地の皆さんが高齢化している、また牛牧団地の皆さんが高齢化している、これは紛れもない事実でございます。そんなことを考えますと、先ほども御提案申し上げました美江寺駅、十九条駅、横屋駅の3つの樽見鉄道の駅と穂積駅を直通で結べるような効率性のよい、穂積駅に向かうに使い勝手のよい路線バスというものを御提案申し上げます。

また、この御提案については、当然樽見鉄道の利用客が増すものということを確認しての御提案でございますが、試行的な路線バス、直結バスということで、この3つの駅から穂積駅へつながることになれば、それも短時間で、10分、15分あればつながります。そういうような路線を設けることによって、樽見鉄道の利用客もふえるということになります。そして、当市においても、樽見鉄道はいつまでも存続させなければならない大切な公共交通機関であるということをご前提にした取り組みというもの、考え方というものが必要であるということをご提案とお願いを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

空き家等の対策についてでございます。

全国的に空き家の増加が防災・防犯の問題になっております。瑞穂市内の空き家の現状について、お伺いをさせていただきます。

羽島市において、少し前でございますが、新聞記事で見させていただきましたところによりますと、空き家倒壊で通学路が変更されたというような事例も発生しております。こちらのそのときの新聞記事によりますと、2008年の住宅・土地統計調査で、県内の空き家は11万7,900件、総住宅に占める空き家率は14.1%ということでございます。

また、さらに書かれておる記事には、土地だけの更地に比べて家の建つ土地は固定資産税が6分の1であることなどから、解体せず放置していく所有者もおられるというようなことでございます。県内の自治体では、倒壊の危険や防犯上の懸念がある空き家に対し、解体など行政代執行ができる条例を羽島郡笠松町などが定めているが、他市町でも制定の準備、また検討をされているところはあるが、まだまだ少ないというような記事でございます。

また、岐阜市においても、今年度内に、笠松町が制定されておられるような空き家等の適正管理に関する条例というようなものも制定されるようなことを新聞記事で見えておりますが、そのような中で瑞穂市の現状をまずはお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 森議員の御質問にお答えいたします。

先ほど議員が言われたとおり、県のほうでは住宅・土地統計調査によりますと、そのような結果になっておりまして、私どものほうといたしましては、この件に関しましては、前委員会等でも空き家に関して3人の方からの御質問がございました。そのときの答弁とは変わりませんが、住宅総数2万1,060戸で、空き家数が3,110戸で14.8%となっております。これはアパー

ト等の個室等のもも含まれております。

そして昨年度、総務課にて自治会の協力のもと、管理不全な状態にある空き家、長期間放置状態にあり、倒壊、防犯・防災及び衛生的にも問題になりそうな老朽家屋の空き家を把握するための調査が行われております。その結果、自治会から40件の報告がございまして、総務課との連携のもと都市開発課において現地の確認を行い、所有者等の調査等を含めましての台帳整備を行い、その中で2件が倒壊のおそれがあることが判明しておる次第でございます。そのうち1件に関しましては、課税免点以下で課税免除がされており、現在の所有者の判明がなかなか困難な状況であるという報告を受けております。また、今後に関しましては、40件に関しては管理方法等を聞き取っていきたいと考えております。

それから、今申しましたことを含めまして課題といたしましては、所有者の連絡先が不明であったり所有者が死亡している等の所有者側の権利者多数の問題とか、所有者が遠方に居住しているため、管理者としての意識が低い問題、それから管理費用（撤去費含む）がない、当面困らないといった活用の意向がない等の問題点も考えられます。

また、制度上の問題といたしまして、建築基本法上、既存不適格建築物とし適用されなかった制限が、再建築のときに適用されることにより、除去後、再建築等が困難になるとか、2つ目といたしまして、空き家を除去すると、空き地の固定資産税が住宅用地となり高くなるということも要因となっております。

また、県の動きといたしましては、本年の7月22日に岐阜県空き家等対策庁内連絡会議が設置されました。その会議に、適正管理分科会、利活用分科会、危険空き家分科会が設置され、その3分科会において、課題の整理、対応指針が策定されていくと伺っておりますので、その取り組みを踏まえまして、当市も庁内会議を設け、共通認識のもと図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。

この問題は、空き家の老朽化したことにおける問題は、瑞穂市や岐阜県だけに限らず、全国的にも問題になっておることでございます。今、部長のほうからも御説明いただいたとおり、その空き家が、所有者が亡くなったり相続問題が解決しないなどの理由で、対応し切れない事例も多くあるということは承知しております。しかしながら、瑞穂市内の各自治会において、老朽化した空き家において、いろんなさまざまな問題が取り沙汰されているのも現実でございます。

そんな中、今、都市整備部長のほうから御答弁をいただきましたが、瑞穂市においても、多分、自治会長さんがまずは、そのような問題があった場合には総務部のほうの部長のほうに連

絡をされて、また総務部のほうで、これは自治会の運営上のことであったり、またコミュニティー的なこと、運営上のことであったりというようなことの中で取り組まれたり、また法律上は都市整備部さんの所管であるというようなことでございます。

そのように、窓口が今瑞穂市においても一本化はされていないという中で、他市町が取り組んである、先ほど申し上げた周辺住民に迷惑をかけるおそれのある空き家の所有者の責務を明確化させ、市の指導と勧告の方法等をまとめる空き家等の適正管理に関する条例の制定を提案し、また条例制定にあわせて市民の相談窓口を一本化できるような取り組みを御提案申し上げますが、いかがお考えか、副市長、お聞かせいただけますか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、お答えさせていただきます。

この問題については、全国的に管理されず廃屋になった建物が増加しているということで、昨年の9月議会において清水議員が一般質問で問題提起されました。それに基づきまして、市としましては早速実態を調査する必要があるということで、どうすれば悉皆調査ができるのか部長会議において検討しまして、地域に密着した自治会にお願いをいたしたところでございます。昨年の12月に開催された自治会連合会の総会において調査依頼を行いまして、先ほど都市整備部長がお答えしましたように、市内には40件あります、空き家というのが。そして、そのうち2件が、先ほどもお話しいたしましたように、いつ何どき被害を及ぼすかわからないような状況であるということでございます。

この2件というのは、先ほど都市整備部長がお答えしました2万何件の数からいえば、本当に少ない数ではございますが、ただいつ何どき何が起きるかわからないということで、この対応については、何らかを行政として考えなきゃいけないという認識は持っております。

清水議員の質問にもお答えしましたように、建築基準法の第10条による保安上危険な建築物等に対する措置が適用できればいいんですが、その法律がハードルが高いということで、先ほど御指摘いただきましたような笠松町さんは条例をつくって独自に対応されてみえると思うんですが、いずれにしても条例をつくるには、その立法趣旨が明確でないといけません。前にもお答えをさせていただきましたように、例えば補助金をもって空き家を有効活用する方法とか、あるいは行政代執行を念頭に置いた条例等さまざまあるわけでございますが、笠松町さんの条例を読ませていただきますと、行政代執行を可能にするような条例になっておると思います。そういったことを踏まえますと、市としてもそういった視点を持って、条例制定も視野に入れながら、プロジェクト等で検討していかなきゃならないなというふうには思っております。

ただ、御承知かどうかわかりませんが、政権与党の自民党は空き家対策として新法案を提出するという報道が、この8月16日になされております。報道内容で知る範囲でございますが、

自民党は、管理不十分な空き家の増加を受け、防災や治安確保の徹底を図る新たな対策法案をつくる方針を固めたということで、市町村に立入調査権を与え、所有者への改善命令を出す命令権を付与するような内容となっているということでございますので、早ければ法案が秋の臨時国会にも議員立法で提出される見通しという報道になっておりますので、そこらも視野に入れながら条例制定についても前向きに検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。

いずれにせよ、昨日の台風18号においても、先ほど御報告がありました今にも倒壊しそうな空き家が2件あるということを考えますと、その空き家の近隣の住民の方は大変御心配の中、台風が過ぎるのを過ごされておったことと存じます。また、先ほど私申し上げたとおり、羽島市においては通学路に面したところに、そのような危険な老朽化した空き家があったということで、それか自然倒壊したということで、子供たちの安全性を考える中で通学路の変更を余儀なくされたというようなことを考えますと、たまたま通学途中でなかった、登下校の途中でなかったので何も大きな被害には、人的な被害にはならなかったんですが、そのようなものがいつ何どき倒壊するかということを考えますと、どこかで行政がしっかりと状況を判断する中で、手続を踏む中で必要であれば行政代執行というようなことで、この地に暮らす瑞穂市民の生命をしっかりと守れるような仕組みというものをつくっていただきたいと思います。条例の早期の制定を検討していただくことを切にお願いし、提案し、次の質問に移らせていただきます。

次に、近代和風建築の保護について御質問をさせていただきます。

こちらにおいては県教育委員会が、県内の近代和風建築保護を目指し、初の総合調査を行っているということでございます。瑞穂市内に対象となり得るような建築物、またそれに準ずる構築物について調査がされておるのかどうかをお尋ねし、またあわせて牛牧閘門、こちらは五六川に既存する牛牧閘門でございますが、こちらの今後の保全等についてのお考えもあわせてお伺いします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 県の総合調査に係る瑞穂市内の状況ということでございますが、近年、急速に失われつつある近代和風建築の保全状態の把握と今後の保護措置のための学術的な基礎調査を目的として、御指摘のとおり県教育委員会では、今年度より3カ年計画で岐阜県近代和風建築総合調査を行うこととなり、当市におきましても第1次調査の依頼が来ております。

現在、市教育委員会生涯学習課において、明治以降に伝統的技法及び意匠を用いてつくられた住宅、公共建築、宗教建築等を対象に調査を行っているところであります。調査を開始した

ところでございまして、どのような建築物が市内に存するか現段階として把握しておりません。教育委員会といたしましても、調査結果は当市の文化財の掘り起こしなど、今後大いに活用できると期待しております。

続いて、牛牧閘門の保全ということでございますが、現在の牛牧閘門は昭和51年の9月の水害時にも治水施設として機能したことが確認されております。しかしながら、平成21年に劣化調査が行われ、全体的に老朽化が進んでいると報告も受けております。

1907年（明治40年）に建てられた現在の牛牧閘門は、100年以上経て老朽化が進んでいる中、上流までの河川改修が完了しており、下流の河川改修の計画とあわせて、現在、通水断面の狭さもあって、牛牧地区の防災計画ともリンクさせると、今後の牛牧閘門のあり方が問題になると認識をしております。

そこで、本市の防災安全対策と歴史的建造物の存続というかかわりから、本年5月28日の文化財保護審議会において、県の岐阜土木事務所河川砂防課より今後の河川改修計画の説明を受けました。その後、審議会において、地域の歴史として大きな遺産である。文化的価値を残すためにも、今の位置でないと価値がない。移設すると、物は残るが、文化財としては残らないと移設反対の意見の後、最後には、牛牧閘門は過去にも位置を移転している。土木的にも必要であれば、河川改修を進めてもらいたい。川崎平右衛門は農民出身であり、治水に尽力した人物である。私たちが引き継ぐものは、物ではなく精神である。現在の閘門の近いところに移設し、将来に顕彰したい等々の意見をいただきました。

現在の位置での保全は、治水の関係で困難であるならば、近くの適当な場所を見つけて、文化財の価値はなくなっても、瑞穂市の治水の歴史として現在の形に近い形で移設・保護していきたいという考えをいただきました。

以上、牛牧閘門の保全に関する答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいま教育長のほうから御答弁いただきました。牛牧閘門は、前回私、牛牧排水機場の整備において、どのような形で今の牛牧閘門を移築させるということが一番の懸案事項であるということから御質問をさせていただきました。まさに今、教育長がおっしゃられるとおり、この牛牧閘門は、先人の方々が水害で苦しむこの地のことを考え、そこにつくられた信念であったり、理念であったりという心は引き継ぐものでございますが、今まさにこの時代になって、それがいろんな支障を来すということであれば、ほかに移築することで、その心を後世に引き継ぐことが大切であると考えます。

次に、このようなことを考える中で、議員研修で訪問させていただいた瑞穂市と大規模災害

協定を締結している東京都瑞穂町では、母屋の原形が江戸時代末期の築造で、その後、しょうゆ醸造業等々、昭和50年にはフランス料理店として大幅な改装を経たものを平成12年に瑞穂町が取得・整備をした「耕心館」、町長にお聞きしましたら心を耕すための館というような施設ということで、社会教育施設としてさまざまな形で利用されておるといふこととございます。

私は、この瑞穂市の特性は、今でも新しく他市町から転入をされておる、人口がますますふえていくこの瑞穂市の特性、そして市民に誇り・きずなのような心を持っていただくためにも、瑞穂町が民間から取得・整備をした耕心館として守られた伝統、つなぐ文化、生まれる芸術の基点として活用されたような施策、試みを検討・協議することが、今後の瑞穂市の住民自治の確立、自立、そして瑞穂市の発展に重要であると考えますが、それについてのお考えを市長にお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私のほうから、森議員の瑞穂町の耕心館に例えての御質問でございました。

瑞穂町の耕心館、それなりのお屋敷でございますし、それなりの建物でございます。私ども瑞穂市、森議員の御指摘のございますような保全・保護、そういったことを考える建物はどのくらいあるかと市内を見て回りますと、御案内のように私どもの瑞穂市は中山道が通過いたしております。実はこの中山道の関係で、関係します宿場のありましたそれぞれの市町が約28回か29回になります中山道連合大評定というのをやっております、毎年1回ずつしておるところでございます。

そういう中で、瑞穂市におきましては中山道の沿線におきまして何があるかといいますと、まず呂久のほうからいきますと和宮の小簾紅園がございまして、ちょうどその中に馬淵家がございまして、これは明治天皇が休憩をされました木造の家屋でございまして、昔のカヤぶきのね、これをトタンできちっとしてあります。ここがございまして、さらに美江寺の宿場へ入ってまいりますと、和田家の建物がございます。これは格子の建物でございます。この本陣はもう建てかえになりましたので、そういった意味はございません。もう少し東へ参りますと、布屋という昔の酒屋さんがございまして、これは濃尾大震災で全ての家が倒れたのに、この家だけが現在まで、それぐらいすばらしい建物が残っております。さらに本田のほうへ参りますと関谷家が、一軒土塀の家がございます。こちら辺と、屋敷としましては、中山道は関係なく、中宮のほうに馬淵家の、昔、馬淵医院というお医者さんでございました。この屋敷が残り、建物も残っております。こういったことが上げられるのではないかと思います。

こういったことを市としまして、今後、その宅と御相談申し上げながら、また保護・保全、またできることなら市が取得してというあれではないかと思います。こういったことにつきましても、それができれば誇れるものでございますので、そういったことは今後前向きに考えて

まいりたいと思っておるところでございます。

また、今度公園をつくっております野白のあれですね、あれももっともっと早く、お住まいのときにしておればいいんですが、相当たっておりまして、やぶが全ての全体になってしまった。だから、今取得しましたけれども、中を全てやぶを伐根して、そして整備をしなくてはならない。ああいうふうになったら価値もなくなってまいりますので、そういった今御指摘のありますようなことにつきましては、耕心館の例もございまして、今後参考にさせていただきながら、市としての誇れる歴史的な遺産になるのではないかと考えておりますので、前向きに考えていきたいなと思っておりますので、そのことをお伝え申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（星川睦枝君） これで、新生クラブ、森治久君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は11時からといたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時04分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、公明党、若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

13番（若井千尋君） 議席番号13番、公明党の若井千尋です。

星川議長のお許しをいただきましたので、公明党会派代表としての質問をさせていただきます。

今回、質問の内容は、大きく1点は災害時要援護者の避難対策について。これは災害対策基本法改正案の成立を受けて、災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者の方などの災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法が、さきの通常国会で成立したことを受け、当市において堀市長の目指される災害に強いまちづくりの構築に対して、より現実的に、かつ具体的に整備進行はされておるのかを項目ごとにお聞きし、さらに災害に強いまちづくりを市民の共助という観点からの提案を1点、最後に後期高齢者医療事業について、執行部のお考えを伺います。

以下は質問席より質問させていただきます。

今議会において複数の方が、先日の9月4日に発生した記録的な豪雨が当市に与えた影響について質問をされます。また、昨日の台風18号で、京都、また福井等に大変な被害が出ておりました。これは初めて全国的に特別警報が発令されたこともまた後で及びますけれども、当然のことながらこういった災害に対しては、市民の方々にとっては非常に関心が高く、日々の暮らしにおいて、本当にこのまちは安心して生活ができるのか。これは前回、6月議会において

私は、安心は安全によってもたらされるというような内容で、当市の通学路についての質問をさせていただきました。9月12日の総務委員会の席上、堀市長は御挨拶の中で、9月4日の豪雨は、昭和51年9月、当市に多大な被害をもたらしたあの9・12以来、実に37年ぶりの豪雨であったと話をされておられました。まさに天災は忘れたころにやってくるではないですが、有事の際を想定し、やるべきことはやる、また備えるべきことは備える、このことは常に確認をさせていただいたことではありますが、私は先日の豪雨は、当市が抱える問題点の幾つかを教えてくれたのではないかと考えております。

当市の行政としての対応の詳細は後ほどまた伺うとしまして、最初に災害対策基本法改正案の成立を受けて、先ほどもお話ししたとおり、災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者など災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法が通常国会で成立しました。この法では、これまで曖昧であった個人情報の取り扱いが明確化され、名簿の整理と情報提供が進むことが期待されております。

当市においても、瑞穂市自主防災組織マニュアルはしっかりと整備され、その中にも「災害時要援護者名簿登録制度について」と記載されておるわけですが、最初の質問でございますけれども、現時点での各自主防災組織の名簿の作成状況はどのようになっているのでしょうか。自主防災組織数と作成済み組織数の数を伺います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 先般、災害対策基本法が改正をされたということでございますけれども、この基本法の改正の中身はといいますと、災害時要援護者にしても、いろんな法の改正についても、今まではマニュアルでやってきたものを法である程度裏づけをしたというのが今回の改正ではないかなというふうに考えております。国のほうからも、このように改正しましたよと言ってはおるんですけれども、そのマニュアルを考えていますよと言ってはいますが、そのマニュアルとか詳細についての説明はまだ今のところありません。しますよという話はあるんですが、そうした中でございますので、基本的には今までのマニュアルと大きく変わらないということで私どもも判断をして、仕事については引き続き進めたいというふうに考えておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

それで今、災害時要援護者の名簿の作成状況はどうかということでございますけれども、私どもは基本的に災害時の要援護者名簿につきましては、手上げ方式という方法を用いて作成しております。現在、1,800人の方が登録をされております。そして、毎年1回更新をしまして、その名簿は自治会長さん、民生委員さん等に情報を提供しているという状況でございます。

ここまではできておるんですが、今度、名簿を自治会長さん方が見られて、また民生委員さんが見られて、自分たちが把握してみえる人と合致しておるかどうかが大事でございます。合致してない方については、きちんと登録をしてくださいよということをお願いして

おります。ですので、現時点ではそういう状況でありまして、どこまでできて幾つというところまでは、まだ今現在では把握をしておりませんが、先ほど言いましたように国等のマニュアルも待って、また出てこなければ、自主防災組織へそのあたりを徹底するようにまたお願いをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 正直言って私は、もう少しできておる自主防災組織があるのかなというふうに思っておりましたので、質問を順番に進めようと思いましたが、今、早瀬部長がおっしゃった、市全体で1,800人ほどが把握をされておられる。その中で、当然これは各自自主防災組織ですから、市が把握していても、各自主防災組織が把握をしていなければ、ある意味まだ全くできていないと言ったほうが現状なのかなというふうに確認をさせていただきます。

2番目の質問は、今、作成できておるところがあればというふうに、そのできばえといったら失礼ですが、当然今、答えをいただきましたし、私自身も確認したいことというのは、有事の際に地域の方が、要援護者ですから、助ける側と助けられる側のほうで、名簿だけあっても何の意味もないものですから、そのことが進められていくための法だというふうに思っておりましたけど、今の話、現実市で全体が、こういう形で1,800人は把握されておるということだけで確認をさせていただきました。

今、早瀬部長もおっしゃったことに関連してくるかと思えますけど、できておるところとできていないところで、できていない自主防災組織の方は、今おっしゃったように、できていなければ、また作成していただけるようお願いをしていくというふうにおっしゃいましたけれども、ちょっと確認をしたいんですけど、強制とか、また後ほどお伝えしたいことは言っていきますけれども、期限等はお伝えしてあるのかどうかを確認します。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 若井議員さんの質問の中で、今、名簿には1,800人登録されていますよというお話をしました。数を幾つやと把握してないので、質問の中でもう1つ質問があったのは、作成済みの組織のできばえはどうですかというのがあります。実を言いますと私どもも、幾つかもう既に作成してみえるところの状況は把握をしておりまして、正確な数字が幾つだということが言えなかったので申し上げなかつただけでございます、私どもの名簿をお渡しして、それが自治会の中で作成しておられるものと合致をすると、合致をするということはどういうことかといいますと、それぞれ要支援の方をいつ誰がどのように避難をするかという個別計画までを立てなさいということが、国のほうでも、また私たちが目指すところでございます。

ですので、各自治会、どこもかも名簿はきちんと大体把握してみえると思います。というの

は、自治会とか組のほうで名簿を持っておられますので、どこの自治会もおおむね、どこのうちにこういう人が見えるんやろうなあということは、最低でも組単位では把握をしておられると思います。組単位で把握をしておられる方を自治会長さんたちがきちんと確認できておるかとかということでしょうし、その人たちを避難させるのにどうしたらいいんかと、そこまで話し合いを行っている自治会も確かに幾つかあるはずですけど、どことどこというのをきちんとと言えないだけのことをごさいますて、自治会によっては全ての情報を名簿に上げることでなくして、世帯ごとで代表者の名前、それから連絡先、それからどういう人がおるということだけをきちんとやっておる自治会もあります。とりあえず、災害のときにはどの人をどのようにするかということをおおむね立ててみえる自治会がもう既に幾つかはありますので、そうした事例をまた自治会長会議などで発表して、ぜひ全自治会に広げたいというふうに考えております。

それで、御質問の未作成の自主防災組織のできない理由はということをごさいますて、最終的に、先ほど言いましたように、個人情報の保護ということだろうと思いますが、今回、災害時に限っては使えるんだよということをごさいますて。最終的には、どのような名簿をつくるかも自治会の中できちんと話し合ってもらって、同意がされれば災害のときにはその名簿は生きるということをごさいますて、災害の中でどのように名簿をつくっていかれるかというのは、地域によって多少変わってくるかと思いますが、そうした名簿ができ上がって、災害のときにはその人たちを助けられるということころまでは指導をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、私も早瀬部長がおっしゃるとおりだと思います。要するに、地域が当然掌握しておられるから、市がそれだけの数も掌握しておられるのだというふうに思いますし、失礼な言い方ですけど、できればどうですかというふうにお聞きしたかったのが、その名簿に対して地域の方が、自治会長を中心に防災のリーダーとなるような方が、しっかりそこまで手を打てるのか。要するにそこがなければ全く意味がないものだと思いますし、マニュアルなんてものは幾らいいものをつくっても、実施されなければ意味がないというふうに思いますし、また、今、部長がおっしゃったように、国はそういうふうには言っていますけれども、自治会ごとによって掌握することが違ったことがあったり、また特別に掌握しなければいけないことがあるように、瑞穂市独自のものも当然あっていいというふうに思うわけをごさいますて。

ですから、国は有事の際には名簿を公表というか、個人情報がありますけれども、そういったことに対して活用の仕方が、一番いい活用をしてもらうために掌握がされておるかということですので、今までがなかったから義務づけられたということを確認させていただいた

上で、実は今のできないところとの考え方が、またちょっと後の質問と重複するかもしれませんが、本来市がうたっておる市民協働・参画というものの観点からすれば、これは御存じのように、「協働」というのはともに働く、協力して働いていく。「参画」というのは、計画から加わっていくような意味合いがあるというふうに認識しておるわけでございますけれども、自主防災組織にしてみれば、行政から言われたからつくるのではなくて、本来であれば、いつも早瀬部長がおっしゃるように、自主的に自分たちの地域のために作成していく、必要だと感じて作成していくというものが自発的にできてこなければ、本来の地域活動とか、またきれいごとを言うつもりはございません、きずなとかいうものが、言葉だけは走りますけれども、災害に強いまちづくり、ハードな部分とソフトな部分において地域の方が助け合うという部分に関しては、自主的に何が必要かということを感じながら作成していただけることが一番理想かなというふうに思います。

そこで、そうかといえマニュアル化までされておるわけでございますから、先ほどの自主防災組織のマニュアルの中に、最後のほうに、こういう災害時要援護者名簿登録のQアンドAという形で出されておりますけれども、このQアンドA方式に関して、この内容に関して、各自主防災組織のリーダーの理解度はどうかなというふうに、一応確認だけでお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、議員が持ってみえるように、災害時要援護者名簿についての申請の際には、QアンドAの部分も一応セットしてお渡しをしておりますが、今、理解度とは言われますと、なかなか疑問視されるところでありまして、自治会長さんもほとんどの方が毎年かわられます。毎年、50%から60%の方がかわられますし、民生委員さんも3年に1度かわられます。そうした中で、どこまで本当に理解をしてみえるのかということ。ですので、同じことも毎年毎年徹底をすることが大事だろうと思いますので、こうした名簿がなぜ必要なんだと。なぜ必要なんだというところが皆さんが十分理解されておるかどうかだと思いますので、そのあたりも含めて、この11月か12月にまた自治会長会議をやる予定でございますので、そうした中で避難の仕方、それから名簿を作成する意味等も含めて少し説明をして徹底をしたいと思いますので、よろしくお願いをします。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 正直言って、現状がわかったというか、名簿に関してですけれども現状がわかって、名簿をもとにして、今、部長がおっしゃるように、本当にいつ来るかわからない災害に対して備えをしていく。先ほどお話ししたように、備えるものは備える、やるべきことはやっておくということがいかに大事ななという部分につながっていくわけだと思いますけれども、これも今さら言うようなことではございませんけれども、その名簿が義務づけられた

と。正直言って、進んでいけば自分も少し安心をするわけですがけれども、まだまだ、今、部長が危惧されるように、この名簿の必要性を本当に各自主防災組織でしっかり御理解をしていただいた上で進めていかなければならないというふうに思います。

今おっしゃった、自治会長さんとか役員さんが年ごとに交代をされると、その自治会、自主防災組織の中で、しっかりとした引き継ぎがなされておるかということが当然大きな影響になっていくと思いますし、毎回毎回同じようなことを行政のほうも御説明をされていては大変かなというふうに思いますけれども、また後でお聞きしようと思ったことの中に、地域の防災リーダーの存在というのが非常に大切ではないかなという項目を持っておりますので、そのことも後ほど関連してくると思います。

そのところでまたお聞きしたいと思いますが、ただどうしても、早瀬部長のお話にもありましたけど、瑞穂市独自の名簿というか防災マニュアルが必要というのは、このまちの成り立ちというのが、当然理解していただいておりますけど、人口の増加、他市町からも入ってこられる方が多い、また若い御夫妻が多い、また近隣とのおつき合いのなかなか難しさということも、いろいろ想像というか考えられはしますけれども、この前、人権擁護のことの御苦勞というか御功績があられた方のお話なんか伺った際に、そういう問題ばかり、また民生委員さんばかり、もちろん自治会長さんばかり、いろんな形で地域のことを思って御尽力されておられる方たちを含んで、災害時にある程度しっかりと知識も持たれており、その地域にも顔があると言ったらおかしいけど、地域のことをよく知っていただける方も組織に配備していくということも、お願いをしながらですけれども、大事ではないかなというふうに思います。

前後して申しわけないかもしれませんがけれども、いずれにしましても、先ほどから言っておるように、11月に市を挙げての防災訓練がございます。その後に、当然一番大事なことは自助ということ、自分の命は自分で守るということは皆さんにも少しずつというか定着してきたと思いますけど、その後に来るのが共助・互助ということでございます。その意味で、このきずなということが出てくるわけでございますから、この名簿の作成というのは、難しいことではありますけれども、自分自身が命が助かって、その後近隣の方を助けに行くというようなことが、防災に強いまちづくりという言葉だけではなくて、意識においてしっかり啓発というか啓蒙していくというか、そういったことが非常に大事なことはないかなというふうに思います。

また同じことを関連して伺うかもしれませんが、次の項目の今月の9月4日に集中豪雨がございまして、当市もかつてない経験をされた方もおられるのかなというふうに思いますけれども、そういった部分では確認の意味も込めて幾つか、今後の対策等のことも含めて何点が質問をさせていただきたいと思います。

この議会の一般質問の通告日というのは、開会が9月3日に始まりまして、9月5日が締め切りでございました。私、あの集中豪雨が9月4日でございましたから、災害のことに対して名簿等のことをしっかり確認をしたいなというふうに、最初の質問でお聞きした分ですけれども、そのちょうど中日の9月4日に大変な豪雨が来まして、予想されておられたというか、ハザードマップ等でも書いてありましたような、アンダーパスなんかの対応とか、いろんなことで重要なことも確認できたと思いますし、私の知る限りは大きな災害にはつながっていなかったと思うんですけど、ただあれから、報道なんかでは夜に同じような雨が降るのではないかと、またあれ以上の降水量があったらどうなのかということが、市民の多くの方も御心配をされたことだというふうに思います。

それでこの前、この議会において、平成25年の9月4日の大雨による瑞穂市の状況の概要という資料を出していただきまして、調べていただいた各地域の写真等を見ますと、本当に危険であったと言えるし、また私が知らないだけかもしれませんが、大きなけがをされた方もなかったように聞いておりますけれども、きのうの台風なんかも含めて、森議員もおっしゃいましたけど、亡くなられておられるわけでございます。台風と性質が違うと言ったらおかしいですけど、最初からお話ししておるように、瑞穂市独自のまちの形態というか、瑞穂市だからこその弱点というか、そういったことも見えたのではないかなというふうに思います。

そこで、気になる点ですけれども、9月4日の状況報告では、岐阜地点、要するに岐阜地方気象台と大垣地点、大垣観測所、さらに犀川の観測局の川の防災情報、この3点の数値というのは出ておりましたけれども、いろんな方から聞かれますけれども、瑞穂市というのは実際にこの部分で正確な判断ができるのかどうか、確認で伺います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 瑞穂市には犀川の観測局ということで、観測所はあることはあるんですけども、そのデータのみでございますので、正式な発表となりますと岐阜と大垣ということになるかと思えます。それで犀川の観測局のデータとしましては、14時から15時が60ミリ、15時から16時が70ミリということで、1時間置きの観測となっておりますので、正式には2時間で130ミリが降りましたよということでございます。

岐阜とか大垣では時間100ミリということですので、位置的にはこのあたりも100ミリぐらい降っておると思います。岐阜市のほうの先ほどの観測のデータでも1時間に七十何ミリということで出ておりますので、いつときとしては多分100ミリに近い雨が降っておるかと思えますけれども、その2時間でほぼ降りやんだというところで、その後は一応やみましましたので、この間の被害も最小限にとどまったということでちょっと安心をしておりますが、あの状態があと30分、1時間続きますと、かなりのまた被害が出てくるのではないかと考えております。

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、確認の意味もということで、どうしても大垣とか岐阜とかいところの発表でということで、この資料もいただきましたけれども、この資料によりますと、瑞穂市の主な対応については、9月4日13時43分、大雨（浸水害）・洪水警報、時間最大70ミリということでありますけれども、これが今、犀川の発表だということだったと思いますけれども、これが今、どこの発表ですかというふうにお聞きしようと思った質問項目ですけど、報道なんか、テレビなんかのテロップなんかを見ておられますと、岐阜市、警報とか、大垣市とか、本巣市とかと出てきますけど、いろんな方から、私も見落としただけかもしれませんが、瑞穂市という地名は出てこなかった。瑞穂市はどうなんやというふうにおっしゃるんですけど、こういう場合の報道、後で聞きますけれども、テレビ等でしか状況がわからない場合、瑞穂市というのはどういうふうに、発表する機関とか何かというのはあるんでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 多分皆さんが一番最初に知られるのはテレビだろうと思ったりもしますが、実を言うとこの豪雨に関係した市の情報の発表でございますけれども、被害情報集約システムというのが県内の各市町と県とで連携をしております。私どもが市内であった状況を入力しますと、県のほうが集計をしまして、その状況がテレビ・報道機関等に行くというシステムになっております。よって、今回は実を言いますと、皆さんも多分、ホームページのほうでは見ておられないと思いますけど、一応市のホームページ上では、4時15分ぐらいだったと思いますけれども、JRの本巣縦貫道の下が通行どめになったよと、市内に幾つか冠水がありますよと、職場待機をしてくださいというような情報は私ども独自で一応流させてもらったんですが、多分ほとんどの方は見ておられんかもわかりません。

今言われるのは、瑞穂市として今どうなっておるんだということがありますので、実を言いますとその情報は、私、各市町のホームページも帰ってすぐ見たわけでございますけど、その反省から、どの市町もほとんどが出ておるのが、大雨洪水警報が出ておるとか、こういう警報が出ておるとい状況で、それ以上の情報はよう流していないというのが事実だろうと思います。それで今回、市のホームページの防災情報に、気象庁さんと県のホームページの、先ほど言った情報システムの集約の状況の結果が県のホームページに載っておりますので、それを私どもの防災情報のところにリンクをしました。きのうの災害も、その情報が見られたと思いますので、いま一度また見ていただければと思っております。

というのは、私どもも実を言いますと気象庁の雲の状況、国土交通省のXバンドの状況とか、それを見ていろんな判断をします。それから、それ以外については、情報を出して混乱してはということも含めると、情報の出し方ということも非常に大事なことだろうと思っておりますので、

ぜひ防災情報で今そうして張りつけましたので、一回ごらんになっていただいて、気象庁の状況、そして県内の市町も含めて、瑞穂市が今どういう対策をとったかということがごらんになりますので、そうした情報を一度ごらんいただきたいと思います。

ですので、そうした情報をもって自分がどのように動くかということも含めて、それぞれの人々、また自治会で、また行政がこういう情報を出したらどうだということを含めて、そうした話し合いをまずしていかないと、多分大混乱を起こすだろうと思いますので、そのあたりも含めてまた自治会長会議等でお話し合いをしたいと思っておりますので、よろしく願います。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 結論的には、情報がどう発信されるかということと、また今、部長が危惧されるように、情報発信によってはパニックになるかもしれませんということだったと思いますけど、私の質問の通告では、3番では9・4の豪雨の当日、市民から行政に連絡が入ったというような項目があって、そこだけなんですよね。概要ですから、そのことを細かく質問するつもりはありませんけど、ただどのような連絡が入って、行政はどのような対応をとられたのかということが気になりますし、4番目の災害対策本部等は設置されておったのかどうかということも全く私は知らなかったもんですから、自分の責任も含めて、行政としては市民にどのような対応であったかということをお聞きするつもりでございました。

先ほど言ったように、そういうことをお聞きするつもりなんですけれども、この概要というのもまたその後に教えていただきましたもんですから、そこを見ておきますと、いずれにしても豪雨からは2週間ほど経過しております。今、早瀬部長はそうおっしゃいますけれども、当日にホームページなんかを見ておる人がどれくらいおるのかというと、私は正直言ってホームページなんか見るような余裕もありませんでしたし、15時か15時半ぐらいに市民の方から電話がありまして、先ほどから役場に電話しておるんやけど、今ちょっと出払ってということで全く何も、対応というか、何かをしてくれという要望であったかどうかわからなかったんですけど、そのような情報が一方入って、私はその方のところにまず駆けつけたわけですが、それでも、みんな出払っていてという、その人が言われることですから、それが全てではないというふうに認識しますが、対応ができないようなことを言われたと。本人さんはそれで困って、しばらくたちましたから現状を見に来てほしいと。しばらくというのは、本当に30分か1時間のことでした。私が行ったときには、これぐらい水が来ておったけどと言いながら、軽トラックのラジエーターまで水が来ておったけどと言いながら、行ったときにはそんなに水はなかったんですけど、そこまで水が来ていたということの現状を知ってほしいということで、現状を確認させていただきました。

当時、その時間帯は牛牧におりまして、穂積駅のほうへ向かったんですけども、野田橋がちょうど通れなかったもんですから、またバイパスのほうに戻りまして、バイパスからこの市役所の前を通って駅のほうに行ったんですけども、その途中に横屋の方とか古橋の方も、現状を見てほしいというような連絡が入りました。

そんな中でまとめてお聞きしたいことは、この状況で市として、今言った情報発信が非常に難しいということではございましたけど、市のほうから市民に対して正確な情報とか何か発信されたことというのはあったのかなかったのかをお聞きします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 市から直接情報を発信したというのは、先ほど言ったようにホームページでその状況をお知らせしたということのみになろうかと思えます。それから、またいろんな情報につきましては、私どもがそうしたシステムで入れたことがテレビのテロップに出たということで御理解をいただきたいと思えます。

さて、今回の災害ですが、振り返ってみますと、実を言いますと集中豪雨としては時間100ミリ近くという雨が降りましたので、通常の水路等は大体50ミリを超えますとあふれ出るというのが現状でございます。それで今回、こうした雨で道路から10センチ、20センチと、一時的には20センチぐらいまで行ったところがあるかと思えますが、特にそうやって水がたまったのは、別府地区、穂積地区、稲里、野田、それから古橋と、この地区でございます。やはりどうしても低いと言われていたところが中心だったかなと今思っています。

そして、こうした状況、結果としてはわかりますが、それぞれの時間的なことから私どもが対応したことにつきまして、職員、それから議員さんたちにはおおむね簡易なものを全員にお配りしたというのは、皆さんに情報を共有してもらって、今後災害が起こったときにはどうするんだと。きのうの災害につきましても、今、簡単にまとめておりますけれども、全ての災害が全て条件が違いますので、そのときにどうするかということをおみんなで情報を共有して、またそれに対応することも考えていかないかなと思うんですね。それも市役所がやること、地域でやること、自分でやることと、いろんなことが出てこうかと思えますので、そのあたりも含めて、また自治会長会議等で話し合いをしたいと思えます。

それで、ちょっと状況を御説明したいと思えます。

当日の市の対応ということにつきましては、まず1時43分に瑞穂市に大雨洪水警報が発令されておりました、私ども、降り方が異常でございましたので、すぐ警戒本部を設置するという事で進めました。その後、2時30分には災害対策本部に切りかえたと。通常ですと警戒本部でどうするかというのが防災部を中心に進めるわけですが、余りにも雨の量が多いということで、災害対策本部に切りかえました。そして、職員を通常であれば1個班だけを招集するわけですが、今回は2個班を招集しております。

それから市民からは、お尋ねとしては、道路がどんどんどんどん水かさが増してくると。どうなるんだと。土のうが欲しいというような感じで来ておりますので、そうしたものを一応全て図面に落としました。そして、雨の状況が、雲の状況を見ていると多分切れるだろうということも想定しまして、消防団員の招集をかけておりますし、建設業界でつくってみえる緊対協にも応援を依頼しまして、砂の準備と土のうの準備をしております。その状況をもって緊急対策協力会の方とか、消防団員とか、職員でペアをつくりまして、対応せないかんとこの分については対応したということでございます。

そうした中で雨がやんでというところでございますけれども、最終的には、20時40分には注意報に切りかわったということで、消防団員については一応自宅待機と。それから、自主避難所も開設の用意はしてはしておりましたが、開設はしなかったということでございます。

そして、私のほうとしましては、水が引き始めていますけれども、あちこちでバリケード等で道路をとめておりますので、順番にとれるところからとったということで、夜の10時ですね、警戒態勢を解きまして、私どもは最終的には11時30分には解散をしたということでございます。その時点でほぼバリケードは取り払っています。2カ所ほどのバリケードがとられていないという状況で、全てのバリケードはとったという状況でございます。

翌朝でございますが、バス路線等のこともありますので、うちのほうで巡視をしておると。次の日でございますけれども、先ほどの2カ所等のことも含めて再度点検をしたということで。それから、福祉部を中心に防疫活動もして、一応消石灰を3軒ほど配ったということで、おおむねを皆さんのところに資料として御配付をさせていただいたところでございますが、簡単な状況をまた広報で皆さんにお知らせをするということを考えております。

それから、昔からと言っただけなんですけれども、前々から見える方は、瑞穂というところは低いところに位置しておるので、屋敷を高くせないかんとということで、昔からの方は結構高くしてみえますけれども、新しい方はどうしてもそこまでいっていない部分があります。水が入ってくると、それにはどのようにしたらいいかということも含めて、簡易な土のう等は自分たちでつくれるようにしてもらいたいとか、それから簡易な堰などをつくって水が入ってこないようにするとか、そうした工夫も実はさせていただく必要があるかと思っておりますので、そのあたりもまた周知をしていきたいと思っております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、部長が語る状況報告をしていただきました。結論的には、問題点、改善点、反省点など何でも構いませんけれども、次回のこのようなときにしっかり備えていただくために、これも本当にまだ台風が来るような時期でございますので、焦るわけではございませんけど、いつもいつも同じようなことを聞きます。先ほど言ったように備えることは備え

るといふことで、もう少し中身がしっかり詰まっていくなような対策を、お互いですがけれども、考えていかなければというふうに思います。

この項目の最後に、先ほど出た自主防災組織という名のもとに地域の防災リーダーが必要ではないかなというところで、簡単で構いません、どういふふうに考えておられるか、防災組織のリーダー育成についてお聞きします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 基本的には自主防災組織で自治会長さんが毎年のようにかわられますので、できる限り防災リーダーの方はきちんと防災に関する見識のある人で長くとは思いますけれども、防災リーダーは1人じゃなくて、地域には2人、3人、4人とおって、みんなで協力すると。防災については、この組の人たちが中心になってやるんだよと。自治会づくりもそうですし、校区活動もそうですけれども、会長さん一人に任せるのではなくて、会長さんが見えなければ副会長さん、副会長さんが見えなければその次ということで、組織的に動ける体制を整えていただきたいというのが全てにおいて言えることだろうと思います。

また、こうした防災リーダーさんがしっかり決まってくれば、その人たちの研修というのは地道なものでなくてはなりませんし、名簿一つつくるにしても、避難を一つするにしても、かなり高度な知識が必要だろうと思いますので、今としてはとりあえず防災士を一回取ってもらおうじゃないかということで、防災士の取得の補助金等も2分の1ということでやっておりますし、まだおとつい終わったばかりですけれども、県の防災リーダーの研修が、この瑞穂市で開催されまして、瑞穂市の方もかなりの方が防災士の資格を取っておられます。防災について少しでも理解していただける人が地域のリーダー、また地域のリーダーの応援団としてそれぞれの自治会にきちんと設置をされて、その人たちがきちんと勉強会ができる状態にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、9月4日の件のことに関しては、本当に早急に確認したいと思ひました。またあす、非常に関心のある議員さんがおられますので、同じような質問をされますけれども、そこでまた答弁を聞きながら確認していきないうふうに思ひます。

今回、災害に強いまちづくりという項目の中で、最近は集中豪雨とかゲリラ豪雨に限らず、思ひもしないような竜巻とか、そういった災害が全国各地で起きておるわけでございます。けが等をされる方、またいろんな形で被害の例も珍しくなくなってきましたけれども、今市内において、あちらこちらと言ったらおかしいですけど、今、早瀬部長がおっしゃるように、地域の防災リーダーもさることながら、先ほどからお話ししておるように互助という観点の中で、私、これは一つ提案なんですけれども、公的なところにはかなり今、AEDの装置を置いてい

ただいていますけれども、いろんな災害に際したときに、市内にあるコンビニ、十五、六カ所、十七カ所あるかと思えますけど、市内の方は使いやすい商店ということで立ち寄られることも多いかと思えますけど、ここにA E Dの設置を依頼されてはというふうに思います。民間の力をかりるといような意味も含めて、そんなことも思えますけど、お考えをお聞きします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） A E Dといいますのは、心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気ショックを与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器でございます。動作が自動化されているので、使用者は医師でなくても、2004年7月より一般市民にも利用が可能となりました。ということで、私どもも小・中学校、保育等37カ所に設置しております。

また、今言われたようにコンビニはということで調べさせてもらったところ、ハマセンさんの南にあるミニストップですかね、あそこのコンビニにはあるようでございます。全国的にいますと、今、議員がおっしゃったように、夜間でもいつでも使えるということが基本だから、ここに置いたらどうだということでございますが、静岡県の三島市とか沖縄県的那覇市など幾つかの自治体で、そうした試みがなされております。その方法はといいますと、コンビニの店の協力を得て、市がA E Dの機械を設置し、その設置場所をお店から提供してもらおうと。また、使用については、その場に居合わせたものが使うんだということのような制度だと思っております。

そういう制度でございますので、これについても十分に検証は必要かなとは思ったりもしますが、私どもとしては公共施設、それから老人福祉施設等が幾つかありますので、そこらあたりには全部A E Dがあるわけでございますが、今現在、最も奏功事例として多いのは、老人福祉施設ということを知っております。ですので、まずA E Dについての講習を受けていただいて、A E Dの正しい使い方等を含めて救命講習の受講をしていただくことをお勧めしたいと思っております。第3日曜日には瑞穂消防署でそうした講習会をやっておられますし、10人以上の方の集まりであれば、日にちを別に設定されます。それから、A E Dがなければ心肺蘇生ということで、その仕方についても少しずつ変わってまいりますので、ぜひともまずもってA E Dの救命講習を受講され、また受講された方も定期的に再受講をされるということが必要かと思っておりますので、よろしく願います。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、部長がおっしゃっていただいたこのような施設にこそ、公と民が協力し合って、またその姿勢が市民の協働・参画というように影響してくるのではないかなというふうに考えますし、またせっかくすばらしい「市民の歌」の中に、1番から3番まで全ての共通に助け合い支え合うという歌詞が出てきます。すばらしい歌詞だなと思ひながら、

市民の共助というような姿勢を促すのも行政の仕事ではないかなというふうに思いますので、また御検討を願えればと思います。

最後の項目に移ります。

包括外部監査の通信簿において、瑞穂市が特別賞の措置模範大賞の受賞を受けられました。まずもって高く評価させていただきます。

新聞報道では、監査結果に対する対応がよく、市政を考え判断する機会や、資料を十分に提供していると評価され、堀市長も、包括外部監査の導入によって行財政改革が進めやすくなった、今後も継続して取り組んでいくという感想を述べられておられました。

その中で私が今回お聞きしたい点は、この前、24年度の瑞穂市の一般会計審査意見書にも監査委員のほうから出させていただいた部分で、後期高齢者の医療のことに伺いますけれども、この中で監査委員は、急速な高齢化が進む中で、高齢者への安定した医療の提供は必要不可欠であり、医療費の増嵩は必至である。このままでは広域連合への当事業からの納付金が負担増となり、財政を圧迫しかねない。さらに、広域連合へはこれ以外に、国民健康保険事業特別会計からの支援金・納付金、一般会計からの負担金と、これらの会計への影響も懸念される。このために2年ごとの保険料の引き上げと軽減措置の縮小が予想され、当事業の安定した運営のためには、積極的な予防事業への取り組みによる医療費の抑制を今以上に努められたいというふうに結ばれております。

ここでお聞きしたいのは、当市の医療費の抑制の施策について伺います。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 若井議員の質問にお答えいたします。

後期高齢者の関係で、当市の医療費抑制の施策ということでございますが、高齢化が現在急速に進む中、今後とも高齢者が安心して医療を受診できるようにするには、保健医療給付費の適正化が必要でありまして、予防事業が一番大切であるということは監査委員さん及び議員さんも一致した意見であると思っております。こうした中、当市では、高齢者世代にも健診事業を積極的に推進しているところであります。後期高齢者医療制度が発足した平成20年度の瑞穂市のすこやか健診受診率は20.1%でありましたが、その後、25.5%、33.8%、37.5%、39.4%と、年を追うごとに順調に受診率を伸ばしておるところであります。平成23年度からは、岐阜県下21市の中でもトップの受診率を誇っているということでございます。

このような中で平成25年度からの新しい取り組みといたしましては、受診券に前回の健診結果を表示することを始めました。受診率がさらに向上すること、また受診時に医師と過去のデータに基づく相談ができることにより健診の効果が向上することを期待しております。

これは後期高齢ということでございますが、一般的な医療抑制というのは、現役世代からの健康づくりも重要ではないかと考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、市民部長にお答えいただきました。

先ほどの監査委員の結びの部分ですけど、積極的な予防事業への取り組みによる医療費の抑制を今以上に努められたいというふうに結ばれておりますけれども、これは6月議会で私が質問させていただいた、医療費の抑制を考えて高齢者対象の肺炎球菌ワクチンの公費助成を提案させていただきましたけれども、このことは検討するというふうにお答えいただいておりますけど、その後どうなったかお聞きします。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 若井議員からのお尋ねでございますが、前回にも国の動き等をお知らせしたところでございますが、国におきましてはこの平成25年度末に、成人用肺炎球菌ワクチン（65歳以上）を含む4ワクチンについて、定期接種とするかどうか検討して結論を出すということになっておるところでございますが、高齢者の肺炎球菌ワクチンそのものは通常、65歳以上の方に1回の接種で5年間は効果が持続するということを言われております。そういったことから瑞穂市といたしましては、他市町の状況や75歳以上の後期高齢者に対する県広域連合からの交付金の支給ということも鑑みまして、さらにこういうことから予防接種の効果として医療費削減も期待できる可能性もあるということから、接種時期や再接種の必要性、またさらに副反応予防についてなど、地域医師会の御意見をいただきながら調整・検討の上、進めていきたいと考えており、新年度予算編成に向けて公費助成の実施を検討したいと考えているところでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 予防事業への取り組みが医療費を抑制するというところで、今、福祉部長におっしゃっていただきましたが、前向きに考えていただいておりますことに関して安心しております。

ちょっと雑駁な質問になってしまいましたけれども、最後に、いずれにしてもどうやったら医療費が抑制できるのかということを考えてときに、いろいろ調べてみました。最後の質問になりますけれども、健康マイレージの取り組みについてということで私も調べさせていただくと、当市の医療費や介護費の抑制につながる方法ではないかなという観点から、今、市民部長のお話もありましたけど、受診料がふえてきたということで、健康診断の受診やスポーツ活動に参加などをすることによってポイントをためると特典を利用することができる健康マイレージというのに取り組んでいる自治体があるということ調べてきました。

いずれにしても、市民の健康診断受診率を上げ、健康づくりに励むことによって、医療費や介

護費の抑制につながるほか、地域のコミュニティーや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待されている施策などございますが、当市も取り組んでみてはどうかというふうに御提案をしてみたいと思いますけど、どのように考えておられるでしょうか。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 健康マイレージという御提案をいただいておりますが、健康マイレージ事業についてちょっと補足をさせていただきますと、各市町において、住民に健康づくりを促進する新しい仕組みということで、住民は市町が決定した健康づくりメニューを一定期間行うことを条件に特典を受けられる制度かというふうに理解しております。全国的には、特に静岡県内で35の市町が実施しておられるということでございます。

その特典内容としましては、健康づくりを行った住民に対して発行する優待カードを、この事業の協力店に置いて提示することで、各協力店が用意したサービスを利用できるというものでございます。

より具体的な例といたしまして、健診を受診したら1ポイント、運動・スポーツ大会等に参加したら1ポイント、地域活動、講演会、文化活動に参加したら1ポイント、自己管理の目標が自主申告で達成できたら1ポイントなどのようなものでございます。こういったものをポイントカードにシールで集めて応募して、抽せんで景品がもらえるというような仕組みのところもあるようでございます。

現在、岐阜県内で実施している市町はございませんが、自分の健康は自分自身で管理し、維持するのが原則ということでもありますから、何か特典をつけるということは寂しいような気がいたしますが、効果を出す一つの方策でもあることから、既に実施している市町の状況を把握いたしまして、調査・研究してみたいというふうに考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、高田福祉部長のおっしゃるとおりです。健康は自分でやっていくものだと思いますし、多分その特典というよりも、行政として、また議会として、本市が抱えておる将来的に医療費の抑制、当然自主財源の増収もさることながら、医療費・介護費の抑制に対してどう考えていくかということを考えてときに、5年、10年、20年先の市の状況もしっかり見据えた上で、今までやったことなければ、そんなにお金のかかることでなければ、市民の方に健康を維持していただくということもしっかり意識を持っていただいて、また目的意識を持っていただいてというふうな取り組みを御提案したわけでございます。前向きに検討していただければというふうに思います。

簡単でございますけど、この質問を最後にさせていただきますと、9月度の公明党の会派代

表としての一般質問を終わります。

議長（星川睦枝君） 公明党、若井千尋君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は午後 1 時20分からといたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1 時22分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

民主党瑞穂会、広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 民主党瑞穂会、議席番号 9 番 広瀬捨男でございます。

議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に基づき会派代表質問をさせていただきます。

第 1 点、地籍調査事業の推進について、第 2 点、穂積タリ地内にある市有地の整備について、第 3 点、ごみの減量対策について、以上 3 点について質問をさせていただきます。

これより質問席に移らせていただきますので、よろしくお願いします。

まず初めに、地籍調査事業の推進についてお尋ねをいたします。

市の行政指導及び地元役員、地権者等々の皆さんの御協力のもと地籍調査事業を推進することにより、土地境界の明確化、公共事業の円滑化による事務経費の削減、災害時の復旧作業の円滑化、課税の適正化、市町村の実質的負担は調査費全体の 5 % と少額でございます。費用の補助率は御案内のように、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1 であります。特別交付税 80 % 算入ということで 5 % になるわけでございます。さらには、境界の復元性、各種整備計画に役立ち、一石二鳥と考えます。

巢南地域では、平成 13 年度から計画を立てられ、14 年度から実施と伺っております。御存じのように、平成 17 年 2 月 18 日法務省令、不動産登記規則の改正により、1 筆の図面を提出する場合は、基本三角点等に基づいて測量することに義務づけられております。それと同時に、分筆する場合は境界を画定しなければならなくなりました。市が道路を拡幅する場合は、従来は市の土地買収する境界のみを画定すればよかったのに、改正によって一区画全て測量する必要が生じてまいりました。それに費やす労力、時間等、関係者の負担が多くなり、さらには経費が増大します。限られた職員で対応されておりますが、今後市として地籍調査事業の推進についていかがお考えか、お尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 広瀬捨男議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、地籍調査事業の推進に関しまして大変御理解をいただきまして、ありがとうございます。

地籍調査事業は、土地取引の円滑化、行政事務の効率化等、今、議員が言われたように成果は満杯でございますので、今後も計画を持って進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

それで当市の24年度末の地籍調査事業に対する進捗状況、進捗率及び今後の区域別計画予定についてお伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 地籍調査事業の実施状況につきまして申し上げますと、平成17年度に呂久東地区、大月地区の事業を完了したのを初めとして、平成18年度に呂久西地区、平成19年度に中宮地区、平成22年度に十八条の 地区と古橋北 地区が完了いたしました。また現在は、古橋南地区 から 地区、タリ地区を始めており、これらを含めた地籍調査事業全体の実績面積といたしましては、平成24年度末で2.43平方キロとなります。そのため、河川や画定測量図備えつけ地区を除いた瑞穂市の要調査対象面積は23.76平方キロですので、進捗率といたしましては10.2%となります。

ちなみに、岐阜県下では28市町村で地籍調査事業を進めておる中では、当市は16番目となっております。以上です。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 今、経過についてお尋ねをしたんですが、28市町村のうち16位だったんですか今、確認ですが。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 16番目となっております。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 計画についても今、古橋 から とか、タリのところを手がけてみえるということですが、特にタリについていろんなことがあるんですが、タリの立ち会い等は大体終わっていると思いますが、いつごろまでに完了する予定なのか教えていただきたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 測量の工程でいきますと、平成23年度で閲覧までの状態で済んでおりまして、この計画は31年度となっておりますので、31年度までの間で行いたいと思つて

おります。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） ほとんど済んでいるんですか。例えば31年度といえまだ大分あるんですが、それまでに農地転用だとか、そういうことについては支障のないようには聞いたんですが、具体的にはどこの地点までが許可になるのか等について教えていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 最終は、認証されて法務局のほうへ地籍図として送付いたしますので、それまでの間、区画整理事業等とは違まして閉鎖するわけではございませんので、その中の分筆とか所有権移転ですね、そういうのは行われるというふうになっております。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） そして、画定はしてないんですけれども、一応立ち会って認めてもらっておるということですので、農転だとかそういうことについては支障ないという解釈でよろしいんですね。

売買についてはどうでしょうか、お尋ねします。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 売買に関しましても、所有権の移転ということになりますので、ただ筆界の未定地ですね、地番図のほうがもし法務局のほうに送致のときになっておれば、官民が決まっていなかったところの白地になりますので、今は売買のときでも実績面積での売買となるとと思いますので、その行為等は必要になってくると思います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 白地もいろいろあるんですけど、例えばどこかの解散してみえる本巢の伏越水利組合かなんか、そんなふうになっていたと思いますが、その土地もあるかと思うんですが、その辺のところの関係はどんなふう画定していかれるか、教えていただきたいと思っています。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） そのぐるりが、筆界が画定しておれば、その面積が画定するというものでございますので、筆界未定地ですね、先ほども申したように、その境が決まっていなかったところは、そのまま白くなるというものでございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） それでは、第2点の穂積タリ地内における市有地の整備についてお尋ねをいたします。

この穂積タリ地内にある市有地、穂積タリ3132番の2、3133番の2、3134番の2、3138番等の市有地の整備についてお尋ねしますが、市はこの土地の実態をよく御存じでございますが、昭和46年から50年にかけて道路整備が目的で穂積町に寄附をされているわけでございます。その後、平成9年10月4日付で、穂積町に対し、この土地の関係者13名が連署で、道路整備促進要望書を提出されております。

平成22年9月議会の定例会で質問の際、穂積タリ地区の地籍調査につきましては、平成21年度までに一筆調査、登記簿に基づく権利関係調査をいたしておりまして、本年度から土地の画定調査に入ります。今月下旬には、登記簿上の地権者の方々に事業説明会の案内を送付したところでありまして。説明後は、一筆ごとに土地の構図等の資料によって、関係者立ち会いのもと、所有者、地番、地目、境界の調査、画定に入っていく予定をしておると。そして、この地籍調査事業では、所有権の関係、面積を調整したり、それに基づいて土地の境界の画定作業まで事業は実施できます。道路整備につきましては既に今の所有権者、登記簿上の所有権者ではございませんが、説明会は終わっておりますので、今後、地籍調査事業完了後、手続に入っていく予定との回答でございました。

その後、一部は聞いたんですが、具体的にいつごろになるか。余りにも長いもんですから、その辺のところをお尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいまの土地の処理につきましては、実を言いますと都市整備部と調整をしがてら、総務部の管財情報課のほうで手がけておる状況でございます。タリのほうの地籍調査が、先ほど説明があったように、ほぼでき上がっているという状況でございます。この土地についても基本的には面積等の確保もできておるということで、今後は所有権の処理の仕方、分筆についてはおおむね皆さんのお話し合いでできておる部分がありますので、権利関係をいかにして、また今後、税とかいろんなことが関係してくると思いますので、今現在、関係機関との協議も進めがてら、スケジュールをしっかりとつくっていかないと処理ができない状況にありますので、今その最中でございますので、今後とも御理解をいただいて、できる限り早くやりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 今ちょっとお聞きしておるんですけども、余りにも長いですね。このときについても市長からもいろいろと、こんなに長いからということで、たまたま地籍調査でやったらどうかということで今かかっていたらいただいておりますが、タリの場合は特

に、みんなが全部了承もしてあるし、何とかもう少し、31年度と言わずに、何かいい方法はな
いか、説明をお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今の31年度というのは、タリの地籍調査の最終年月日だろうと思
いますので、この土地については、今の状況で進められる状況であると思いますので、問題点が
また別に出てくれば別ですけれども、進められるということで今進めていますので、お願いを
いたします。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

そういうことになると、先ほど言いましたように、46年から42年、50年だと38年、本当に40
年前後たっているわけですが、早急にやっていただきたいと思いますが、この件については、
先ほどの回答のときもありましたけど、私自体もいろんなことを言われて、地権者の方から、
測量図ももらっておるので、了解もされていると思いますので、最終的にはどちらになるのか、
都市整備のほうだと思うんですが、その辺のところを具体的に、地籍調査のほうは大体いいよ
うですので、予定についてを明らかにしていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） この土地については、所有権さえしっかりしてくれば、その後の処
理は分筆なり道路整備だろうということですので、そのあたりもまた都市整備部と調整しがて
らということですので、まずもって所有権等をきちんとしないといかんと思っております。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 先ほどもちょっとお話ししたんですけど、市とのやりとりでも1件ぐら
いあると思うんですが、ほとんど何も無いと思うんですが、その辺について具体的にわかる方、
教えてください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今言われたその1件が大変なんでございまして、その1件がきちん
とすればと思っております。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） それはほかのほうでも、名紡の換地でいろいろ、話題ではないんですけ
ど、未解決のAさんのことでしょうか、お尋ねします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） まだほかにそういう方があれば別ですけれども、その方の関係者だろうと思います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 前のときは、Aさんの関連だということに議事録のほうに載っておると思います、今、日にちとか回数は記憶がありませんけど。そのことは言われておりますので、本会議場でも。その人は、弁護士とも相談したら、その人は早く、たしか昭和46年に市のほうへ移管しておるんですね。先ほど言いましたように道路整備を目的として、寄附の形だと思いたいますが。そんなことですので、それは当然そのときに受けているんだから、それ以後に発生したそういうことについては市として考えるべきだということで、その人の弁護士も言っていた、裁判をかけておるわけじゃないんです、当然のことやないかということで聞いているので、その辺の経緯・見解についてお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） そのお話は、多分、広瀬議員からお話を聞いておるだけで、まだ御本人さんとのあれはしておりませんし、状況も含めて、そういう情報があれば、またお知らせをいただきたいと思います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 本当に長らく、あの関係だったらもっと早いわけですけれども、何と云っていいか言葉がないくらいです、私としてみれば。いずれにしても、副市長でも市長でもよろしいんですけど、もう少し前向きな回答をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） ただいま広瀬議員から御質問をいただいております土地、既に四十何年が経過しております。本来でございましたら、こういうのはその時点で整備をされるところでございます。これは三千何百平米の土地の関係でございますね。まさに市街化の中で三千何百平米の土地が既に四十何年間、税金も取らない、そして耕作はしておられるけど所有権はない、所有権は市のほうにある、そういう形でまさに宙に浮いたような土地になっております。税金を取っておったら相当な額になるわけでございますが、そういう整備ができていない。私もこんなことがあるとは夢にも思わなかったわけでございまして、本当に整備を早くしなくてはいけません。そんなところから地籍調査もして対応しておるところでございまして、このことにおきましては、今、総務部長から答弁させていただいておりますように、できる限り早く整備をさせていただくように努力させていただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 市長から前向きの言葉をいただいたんですが、結果的には市長に聞くといつでもいいことを言っていたら、きょうは先ほどの総務部長が言われたようなことだと思うんですが、いずれにしてもそれだってやる気があれば、本当に四十数年たっているんですから。

ちなみに関連のことですけど、今の大型店舗の関係で、タリの名紡の跡地のときでも、あんな少しの何筆もない3号地の地権者の中でも、名古屋紡の換地がまだ、土地はもらっているけど登記書はもらっていないということで、それも関係者にはお話ししてあるんですけども、すぐやると言ってからでも大分なるんですけども。本当にそんなことでは、今、市長も言われたように、平米数はそんなに何千とはありませんけれども、わかっておって50年近くも全然登記もしてない、渡しておきながら。それでお願いしても、もう4カ月か5カ月になるんですけど、まだ登記書ができてこない。返事だけというのは私は考えざるを得ないんです。担当者にも部長にも話してあるんですけども、その辺のところについては総務部長、どうなんでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 多分今言っておられるのは、国道21号線の南側の部分だと思いますけれども、現状の状況と地籍の関係の図面等々が、あのあたりはなかなかはっきりしない部分がありますので、そのあたりも含めて今状況を調べておる状況でございますので、資料というのはない部分の中で進めていく仕事ばかりですので、また皆さんと御相談をしたいと思います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 部長も御存じのように、その人たち数名の中の1人が片づいてないんですけど、平成のたしか七、八年だったと記憶しておりますが、そのときにきちっとしておって、場所は私が言いましたら、すぐに土地の場所も確認をして、そして担当者がほかの担当へ行ったということで、そのままなっているんだと思うんです。部長はいいことは言われるんですけども、現実はずがるような感じだったですよ。それは部長も御存じだと思うんですけど、これに固執するわけじゃございませんけれども、少なくとも本会議場にしてもどこにしても、約束したことはできるだけ早くやっていただきたいと思います。そういうことで、早期に解決していただきたいと思います。

それでは最後に、ごみ減量対策についてお尋ねをいたします。

全国どこの自治体も、ごみ減量対策について大変御苦労をされているわけでございます。当市は、他市町村に先駆けてごみ減量対策として、缶や瓶の分別収集、さらには生ごみの減量対

策としてコンポスト等の処理容器、電動式生ごみ処理機の補助金等の実施、さらに美来の森の活用、粗大ごみの有料化といろいろと減量対策をやってきていただいておりますが、PTAとか子ども会さん等でお世話になっておる回収される資源の実績について、23年度、24年度についてお伺いしたいと思います。それに対して補助金のことについても、実際市がどれぐらい払っているかということについてもお尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） ただいまの広瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

瑞穂市の資源類集団分別回収奨励金につきましては、回収実績に1キログラム当たり5円を乗じた額から、業者買い取り価格を差し引いた額を交付しております。ただし、業者買い取り価格が逆有償の場合は、1キログラム当たり10円を限度として交付しているところでございます。

先に県内の状況を申し上げますと、42市町村中33市町村で同様の奨励金を確認することができました。瑞穂市のように業者の買い取り価格を控除する形態が5市町、それから業者の買い取り価格に関係なく単純に回収実績量に上乘せしているのが28市町村でございました。奨励金の金額につきましては、1キログラム当たり下は1.5円から9円となっております。一番多いのは、1キログラム当たり3円または5円という団体が多くを占めております。

近隣市町はどうかといいますと、本業市は瑞穂市と同じ、業者買い取り価格を差し引いて1キログラム当たり7円としております。一方、業者買い取り価格に関係なく上乘せしている形で回収実績量に1キログラム当たり3円上乘せしておるところが、羽島市、それから美濃市、北方町です。それから、5円を交付しているのが岐阜市、各務原市、山県市、大垣市は1キログラム当たり6円の上乗せをしております。一昨年、包括外部監査で、意見の中に事例として上がっておりました名古屋市は、上乘せする形で1キログラム当たり3円を交付しているような状況でございます。

御質問にありましたように、瑞穂市の集団回収による奨励金の実績はどうかと申し上げますと、平成23年度が15団体、回収量といたしまして806トン、奨励金交付額は67万6,000円、回収量1キログラム当たりになりますと実質の奨励金単価というのは0.84円となります。24年度につきましては13団体で回収量が695トン、奨励金の交付額が40万8,000円で、回収量1キログラム当たりになりますと0.59円となっており、年々集団回収の回収量は減少している傾向にございます。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 問題になりましたというか外部監査、今言われました名古屋市ですけど、名古屋市のほうは幾らだったか確認をしていただいておりますか。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） 先ほど答弁させていただきましたが、名古屋市の場合は上乘せする形で1キログラム当たり3円を交付しております。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） いずれにしましても、ほとんど瑞穂市より少ないところはないと思うんです。先ほど、23年度、24年度のことでも、実際今、回収する資源ごみがちょっと高くなるとうところでございますけれども、いずれにしても24年度は0.59、59銭ということですね、1円未満ということですが、こんなことでは、やはりなぜ減っていくかということですね。私が思うんですけれども、穂積町だけのときでも大体1,000トンから1,200トン、多いときは1,300トンぐらいあったわけです。今は瑞穂市全体としてやっておっていて、このぐらいの数量ということで、本当に嘆かわしい数字だと思います。そのことは私が勝手に言うだけじゃなくして、関係者、PTAだとか子ども会、あるいは、少子化で皆さん、私たちもそのときは手伝うんですけど、手伝う者の中から、安いな安いなという声があるわけです。

いずれにしても、名古屋市の3円というのは全然考え方が、上乘せですから、瑞穂市と全然違う。瑞穂市の実績は、先ほど部長が言われた、私が言いましたとおり1円以下でしょう、実際は。それに対して名古屋市は上積みで3円ですからね。回収業者さんの契約と関係なく3円ある。それを言うんですから、外部監査自体が、これは勘違いをしてみえらと思うんです。その点についてどのようにお考えでしょうか。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） まず、回収量が減っているという御指摘でございましたが、平成15年は約1,600トンありましたので、半減しているということですが、それは単純に奨励金が安いから回収量が減ったというだけではないと思います。インターネット等の普及によりまして出版物の販売部数が減少しているというようなところで、2001年を1とした場合、2010年では月刊誌が0.72、週刊誌が0.56といったような数字も出ておるわけでございます。

また、生活様式の変化によりまして、家にストックする余裕もないということとか、また最近、まちのあちこちに見かけますけど、いつでも出せるような民間のリサイクルステーションが市内にできている等の理由によりまして、そういう意味で集団回収量も減っているんじゃないかというふうに分析しております。

それから、先ほどの一昨年の一昨年の包括外部監査で名古屋市の3円についての御質問でしたが、あの意味合いというのは、そもそも3円の根拠、3円がいいのか、適正な奨励金なのかという御質問でしたので、名古屋市と比べて3円に持っていけとか、瑞穂市の5円が安いとか、そういう御指摘はなかったように理解しております。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 確かに部長が言われたところも実はありますけど、私が補足せないかんですけれども、PTAとか子ども会さんの、PTAだけでやっているところもあるし、PTAが3回で子ども会は2回だとか1回やっている。とても金がないから、手伝ってもらった人にジュースも出せないということで、ジュースもないんですよ。そのジュースで云々じゃないんです。余りにもひどいなということで、子ども会の人も言っているし、手伝う方も大変だなということで、結果的には安いじゃないかということなんですが、短絡するわけじゃございませんけど、私が心配するのは、燃焼ごみはそんなに減っていませんわね。そういうのを見ると、部長が言われましたように、核家族化して生活様式が変わって、小じんまりとした家に住んでみえる方は、見たこともあるんです、他の市町で。燃料ごみの中へ、夏は特に、生ごみなんかは傷みますので、ごみの中へ広告とか新聞も入れちゃうという人があるんです。私はそれが一番悲しいわけです。CO₂の関係もございませし、今、CO₂は余り言わないんですけれども、実際は大変なことになると思いますので、その辺も含めて、余りにも他市町との差があるということは、決してそれだけじゃございませんけれど。

ちなみに、今は平成17年度で打ち切りになっていますけれども、燃料ごみの1キロ単価が10キロ単位ですうっと平成元年から出ているんです。この5円保証という、いわゆるPTA等が集められる奨励金は5円を保証すると。先ほど部長が言われましたとおりですけれども、それがどれだけだって、平成5年に5円というのを設定されているわけです。そのときはたしか161円、10キロだから約16円経費がかかっている。ちなみにここが最後、平成17年度でほかの保証に変わっておるんですけれども、それまではたしか17年が440円ですから、1キロ当たり燃焼する費用ですね、総経費となっておりますけど、その経費は1キロ当たり44円です。片やそういう家庭の人があるとすると、44円かかるものを、余りにも補助金との差があり過ぎる、現実として。部長は頭のいい人ですから、そのぐらいの計算はできると思うんですけど、その辺のところはどうでしょうか。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） ただいま御質問になりました前半の部分ですね、資源物の回収ごみが減ったから、可燃ごみ、燃えるごみの中にまざっているんじゃないかというような御指摘でしたけど、可燃ごみにつきましては、今、広瀬議員言われたとおり、約1万2,000トンぐらいで推移しているわけですね。これは西濃環境へ入って焼却しておるわけなんですけど、1人当たりの可燃ごみの量というのは、平成19年の700から平成24年では622と減っているわけですので、決して資源物のごみを子ども会やPTAの集団回収に間に合わないから燃えるごみに入れている、それが燃やされているというような状況になっていないと私は考えております。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） いろんなときがあるんですけども、総体的にはふえてきておると、私、長年のあれをちょっと見てみますとあるんですが、いずれにしても確かにそういう単価というものは、それだけでは、全然関係ないけれども、人間は感情の動物ですので、岐阜市が 5 円、どこが 6 円、7 円とか言われると、いずれにしてもここくらい安いところは少ないと思いますので、今後、執行部として皆さんで考えていただいて、もう少し、よそ並みとは決して言いませんけど、よそ並みに近いぐらいは、励みになるような値段で決めていただかないと、先ほど部長はいろいろ言われるんで、私は私で聞く相手が違いますので条件が違うと思いますけれども、その辺のところを今後ともいろいろと検討していただいて、ここで私がもう二度とやらんでもいいぐらい、少しでも見直しをかけていただくことを強く希望いたしまして、最後になりますが、どなたか発言する方がありましたら、部長はお聞きしておりますので、部長でも前向きな回答なら結構ですので、どうぞ。前向きですよ、そのかわり。考え方ももん。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） 冒頭、広瀬議員が言われたように、目的はごみの減量ということで、同じ考えを持っておられると思います。

市の奨励金に対する考え方は、奨励金の目的としましては、各種団体の活動を支援するものでありまして、その団体の財政支援をするというものではございません。資源物回収によりまして、ごみの減量対策はもちろんのこと、リサイクル活動、それから再資源化による学習等、体験を通じて環境学習の向上やリサイクル精神の啓蒙に大変意義のものだというふうに考えております。買い取り価格が幾らだとか、市から幾ら幾ら奨励金が保証されるから集団回収を実施するという考え方は、本来、本末転倒した考え方ではないかと思っております。そういった意味では、あくまで市の奨励金は集団回収の活動による副次的な収入と位置づけております。

奨励金を受ける側からいたしますと、買い取り業者の買い取り価格も含め、その価格変動にも左右されますが、平成 23 年、24 年の実績を見ますと、実質 1 円を切るような価格であることも考えてみますと、少し低いのかというふうに思われるのかもしれませんが。単純に本業市並みの 7 円となりますと、平成 24 年度実績の回収量 695 トンに単純に 1 キロ 2 円を上乗せすると、約 140 万ぐらいの予算が増になると考えております。それを安いと見るか高いと見るかというのは、財政サイドとの協議も含めまして、地域活動の推進とリサイクル精神の向上という見地からも、もう少し検討の余地があるのではないかとこのように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ありがとうございますと言にくいんですけども、部長の回答は、私の意を察してもらえたと思って、強くお願いをし、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、民主党瑞穂会、広瀬捨男君の質問を終わります。

続きまして、改革、西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、会派を代表いたしまして、3点にわたって執行部に質問をさせていただきます。

事前通告の順序と少し時間の関係で変えますので、議長におかれましては、よろしく対処をお願いしたいと思います。

まず1点目は、（仮称）大月運動公園についてであります。2点目がシルバー人材センターについて、それから3点目が補助職員の労働条件についてであります。

以下質問席で順次質問をさせていただきます。

まず、大月運動公園の建設についてお尋ねをいたします。

私は住民投票について質問をいたしますが、そのためにもまず確認をしておきたいのは、（仮称）大月運動公園のメイン設備が、なぜ第3種の公認陸上競技場なのか、一体どういう経緯で第3種の公認陸上競技場になったのか、説明を求めます。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業につきましては、旧穂積町と巢南町が合併するに当たり、旧巢南町の総合計画に位置づけられていた巢南タウンセンター構想を新市建設計画・瑞穂市総合計画へ引き継いでおります。西部多機能拠点整備事業として、巢南庁舎周辺において西部の魅力ある住環境の拠点づくりの一環として、西部複合センター、下水処理施設、多目的広場の整備を一体的に進める計画です。その中の多目的広場等の整備として、現在、（仮称）瑞穂市大月運動公園の整備事業を進めているところであります。

また、より多くの市民の皆様の御意見を承るために、体育協会やスポーツ少年団、総合型スポーツクラブ等の御意見も伺い、またさらに市内幅広く御意見を伺うために、5月から6月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。現在、御意見の概要を公表させていただいておりますが、その中にはごく少数の反対意見もありますが、早期に実現させてほしい、年配の方々への配慮も必要ですが若い人たちに夢と希望を抱いてもらうことが大切ですねなどと、約8割の方からの賛成の御意見もいただいております。

今後の整備に当たりましては、より多くの市民の方に利用していただくために、次のようなことを配慮しております。1つ目に、多くの市民がスポーツ・健康づくりの場として活用でき

る運動公園として、瑞穂市に不足している施設である陸上競技場をメイン施設としながらも、多くの市民が健康づくや競技スポーツの場として多様に活用できる空間・施設づくりを図り、市全体のスポーツ振興を支援する。それから、ジョギング・ウォーキングについて、高齢者を初め幅広い年齢層が取り組んでおられますが、安全・快適に活動できる場のニーズが高いことから、健康づくり・体力づくりにおいて市民の拠点施設となるように整備を考えております。また、障害を持っている方やリハビリ等が必要な方々が屋外で活動・訓練できるような機能も含め整備し、健康づくりの拠点施設と考えたいと思っております。

2つ目に、瑞穂市・市周辺市町の大会が開催できる運動公園ということで、小学生の市内陸上競技大会を近隣市町の運動場で開催していた状況を改善するとともに、小学校だけでなく、市内の各種大会を開催できる運動公園として整備したいと考えております。また、開催可能な大会の規模としては、瑞穂市、または旧本巢郡レベルの大会開催を想定した運動場として、それに対応できる規模・施設を備えた運動公園を考えております。

3つ目に、瑞穂市の子供たちが県大会など大きな大会と同じ条件で活動できる運動公園ということで、子供たちが県大会や全国大会で活躍したり、将来的に市からオリンピック選手やプロスポーツ選手を輩出したりするなど、子供たちが夢を持ってスポーツに取り組める環境をつくるため、その練習の場として大きな大会が開催できる競技場と同じレベルのものを整備したいと考えております。

上記の3点を基本的な整備方針として、幅広い年齢層の市民がスポーツや健康づくりの場として活用できる施設ということで、整備した後も多くの人々に使っていただきたいということで、効果を実感してもらえる多目的広場を目指すというところで、3種規格でただいま設計をしておるところでございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） いろいろ答弁をされたわけですがけれども、私が聞いたのは、なぜ第3種なのか、その経緯について説明を求めるといことで聞いたんですね。「第3種」という言葉は、答弁の一番最後に一言出ただけですよ。違いますか。

第3種、なぜかというためには、要するに公認の陸上競技場には4種類ある。第1種、第2種、第3種、第4種までである。それぞれの規格が具体的に決まっている。その中で、なぜ第3種を選んだのかと聞いておるんですよ。執行部は私の質問の趣旨というものを十分わかっているはずなんです。そこをひゅっと避けちゃう。違いますか。

もう一回経緯について、今言ったでしょう、1種から4種までである。それは自分たちが調べてわかっていることなんです。じゃあ何で1種じゃないのか、何で2種じゃないのか、何で4種じゃないのか、3種なんですよ、その根拠はこうなんだ。一般論じゃだめなんです。そのた

めには、1種と、2種と、3種と、4種というものを比較検討しなきゃならない。もっと言うと、総合計画のことでいえば、多目的の運動広場なんです、言葉で言うとね。だから、そういうものも含めて、じゃあどうなのかということですよ。何で3種なの。それを説明してください。そうでないとわかりませんよ。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

私は、これまで委員会を初めいろんなところで、第3種の競技場をつくると一言も私の口からは言っておりません。第3種は到底、ちょっとした財政のあれでできるもんではございません。ですから、第3種ということは、私の口からは一切言ったことはございません。何種と言われれば、4種と3種の間、4種に近い、そういったところで計画をしておるものでございます。そのことをはっきり申し上げておきます。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、市長がはっきり言われたのはよくわかりました。しかしながら、我々がことしの多分3月議会の予算が出る関係でいただいたと思うんですけども、ここに（仮称）瑞穂市大月運動公園整備基本計画の概要（案）についてというのをいただいております。これは恐らく私だけじゃなくて、全議員がいただいていると思うんです。これをいただくということは、どこからいただくかということ、執行部からいただいた。執行部からいただくということは、市長の許可がなければ勝手に出せるものではないというふうに普通は考えると思うんですね。

そして、もらった資料の中では、設備内容、陸上競技場（3種規格、全天候型トラック曲線路6コース・直線路8コース）、こういうふう書いてあるんですね。それを先ほど言った1種、2種、3種、4種の規定からいくと、第3種は直線路で8、それから曲線路で6レーン、こういうことですけども、そういう規格の中に入って、あとはインフィールドは天然芝。これ全部書いておるんですよ。ここまで書いて、私の口から一言も言ったことがないというふうにならなくても、第三者はですよ、本当にそうだねと。私はこれを持っているんだから。

それだけじゃないですよ。パブリックコメントをやりましたね。そのアンケートの中でも、賛成意見が43のうち37あるんですが、施設について3種公認陸上競技場にふさわしい器具・備品を完備してほしいと書いてある。この書いた人の認識の前提は、大月の運動公園に第3種の全天候型の陸上競技場ができるものだということを踏まえて意見を寄せているというふうにしかな考えられないじゃないですか、日本語としてね。だから、もうそこら辺がおかしいですよ、今話を聞くだけでも。私は一言も言っていません。じゃあ、これは何で、どこからでたんですか。今のパブリックコメントの中でも、意見を寄せられた人の声をちゃんとここに書い

ていますよ。書いたとおり読んだら、この人はどういう認識を持っているかということはほぼ推測がつくじゃないですか。違いますか。これはじゃあ誰が出したんですか。許可もなしに出しておるんですか。ちょっとそれを答えてください。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） この資料につきましては、3月の定例会の全協、委員会のときに、教育委員会生涯学習課のほうから出した資料でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） それは今、市長が申されたように、一言も私は言ってない。私は言ってないけど、ほかの者に言わせたということですか。それとも勝手にこれを市長の許可なしに出したんですか。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） これについては、内部打ち合わせのもとに出した資料でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 内部で意思統一をして出したんですか。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 内部というのは、もちろん市長とも相談して出したつもりであります。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 内部ということをお我々の側から見れば執行部ということになりますよね。執行部というのは、市長をトップにして各部長なりで構成をされていますよね。そういう理解でいいんですか。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） そのように考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） そのように考えているということは、市長も含めて内部で意思統一をして議会の皆さんにお出しをしたと、こういうことを言っているということですね。それ確認をしますよ。

そうすると、市長の言うことと担当の次長の言うこととが違って来る。私がここで一般質問をして、それに対して執行部が統一した意思で答弁できない。こんなことをやったら、その次

の質問ができないですよ。時間がないから質問しますけどね。どうなんですか、そこ。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 内部で検討して出したと、こうっております。その中で、中身の詳細に考え方のずれがあるというところがございます。御案内のように第3種、はっきり申しましてこれでやろうとしたら、絶対に10億以下ではできません。はっきり私は申し上げる。私はいろんな競技場も行ってありますし、見ておりますので、到底第3種の本格的なものをやろうとしたら10億以下ではできません。私はそんな10億以上もかけて、5万2,000の人口のまちでやるあれは全く思っておりません。このまちにふさわしい施設をつくりたい。そして、多くの市民が利用していただける、そういった施設をつくりたい。けれども全天候型のアンツーカーの施設の、運動の、陸上競技の、それだけはあれであります。種目とかいろんなことがございまして、私どもはやり投げとか、円盤投げとか、棒高跳び、こういったものは全くやるつもりはございません。器具とかいろんなものを含めて、そういったことは全くございませんから、私の考えと、3種でもずれがあると思います。そこら辺でそういうふうになったのではないかと私は推測をしておるところでございまして、本当の3種をやろうと思えば、10億以下では絶対にできないことはよく知っておりますので、全くそういう本格的な県大会に準ずるような、そういうあれは到底できる施設ではございません。頭からそういう県大会に準じたようにできる、そんなことは考えておりません。私どもが考えておりますのは、昔やっておりました本巢郡の大会ぐらいの、こういう大会ならできる、こういう考えで考えております。そこら辺にずれがあったのではないかと、このように私としては思っておるところでございまして、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 御理解をいただきたいということですがけれども、なかなか理解ができないね。全然、高田次長の言うことと市長の言うことが一致しない。市長も言葉が、あるいは考え方が非常にアバウトなんですよ。先ほどどういう言い方をしたかという、3種と4種の間と言った。言葉はそういうふうと言った。3種と4種の間、そんな公認の陸上競技があるのか。それは先ほど申し上げた規定があります。公認の陸上競技場とするための1種、2種、3種、4種。じゃあ、設計事務所に発注するのに、3種と4種の間をつくってくれとって頼んだんですか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私が3種と4種の間ということを行ったのは、こういった何種という問題が出てきましたのでお話をしておるところでございまして、実は4種は走るグラウンドですね、土でもいいということになっておるんですね、はっきり申し上げて。そうじゃなしに、土

でなくアンツーカーでやる。そういうところから、4種では土のグラウンドでもいいということになっておるわけですが、そうでなく私はアンツーカーのグラウンドにしたいというところから申し上げておるところでございますので、よろしく願い申し上げます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） やっぱりよろしく願いしたいということですが、よくわからん。というのは、1種から4種までの4種類しかないんですよ、公認陸上競技場は。土でも可と言っておるんですよ。だから、土じゃなくてもいいんですよ。だから、今の市長の答弁は、全然ずれた答弁になってくるんです。だから、その大前提は、ここに我々がいただいております。そして、パブリックコメントで寄せられた住民の方も、第3種を前提にして言われておる。こんなに時間をかけるつもりじゃなかったんだけど、一番最初でちょっと脱線しちゃったもんだから言わざるを得なくなるんですね。だから、そこら辺が、つまり中で一致してないということだけ確認をして、2点目に移ります。

そもそもパブリックコメントを行うのであれば、少なくとも「第3種」「第4種」「多目的運動広場」について、執行部に言わせれば「絵図」の話です。この情報を提供して、それぞれのメリット・デメリットを明らかにするとともに、工事費及び維持管理費、5年に1度の検定費等の費用の比較表も提供すべきだったと思います。それは今日に至るも、設計事務所に設計を出しています。もうでき上がっておるという話もある。そういう状況でもパブリックコメントをやったけれども、今私が申し上げたことについては住民に対して明らかにしてない、議員に対してもしてない、こういうことなんですね。ですから、今からでもそのような情報を提供する必要がありますんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） この3種、4種、多目的広場の比較とか、それから工事費、維持管理費の比較についてということで、前回の文教厚生委員会の中でも少しお話がありました。その中で、まだ設計ができておりませんで、最終的な設計にはまだ至っておりません。今、設計の途中というところで、概算の設計ができたところで、どの程度の金額になるのかというのが出てまいります。その時点で議会のほうに規模、それから公認・非公認も含めて議会の中でお諮りしたいと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 余りよくわからんですね。3月段階でいるんな、ロッカーだとか管理棟も含めて、相撲場とかいろいろ含めて、そういう絵を我々にしっかり出しているわけですから、それから4、5、6、7、8、9、半年たったんですよ。概算の概算とか、あれは単なる絵図

ですからと、皆さんと一緒にやるんですからと言いながら設計は出しておる。だから、先ほど言ったように、設計は3種で出しているのか、4種で出しているのか、3種と4種の間で出しているのか、だからそういうことは明確にできてないということだけ確認しておきます。

それを確認して次へ移りますが、執行部は、この公園は新市建設計画や総合計画にある、市民の声を聞きながら進めている、先ほどもそういうふうに答弁をさせております。もちろん全部を否定するつもりもありませんが、今はバブルの時代ではありません。格差社会が深刻化する中、税金の使い方は慎重にも慎重を期し、住民の皆様が腹から納得していただけるものでなければなりません。その意味では、生津ふれあい広場に、これまでになく26億5,000万円使っておりますが、今度は大月運動公園に約7億から8億円、さらに追加されるかもしれません。また、両施設の維持管理費もついて回ります。

いずれにいたしましても、利用する住民にとってはこれほどうれしいことはありません。期待も膨らむことでしょう。一方、利用しない住民からすれば、体育施設に約34億円以上も使うお金があれば、ますます少子・高齢化と生活苦が進む今後を展望し、もっと子育てや老人福祉に税金を振り向けてほしいという声も多いと思います。確かにパブリックコメントでは、43名の方から意見が寄せられ、その中で37名、86%の方が賛成、4名、9.3%の方が反対、その他2名となっておりますが、生活するだけで手いっぱいという住民にとっては、パブリックコメントは縁遠いのが現実だと思います。

堀市長の政治姿勢の一番の基本は、市政の主人公である住民の声に十分耳を傾けるということとであります。かかる立場からとしても、関係団体の方たちや旧巢南地区の方たちの声に偏ることなく、かつまたこのまま（仮称）大月運動公園の建設に突き進むのではなく、一度立ちどまって、市内全域の各階各層の住民の声を十分吸い上げる機会を提供することが堀市政に対する信頼をより深めることに必ずなると私は確信をいたしております。

具体的には、私ども改革のくまがい議員が6月議会で提案させていただきましたが、堀市長の手によって住民投票を実施していただきたいと思います。住民投票を実施することが、今申し上げましたとおり、堀市長に対する住民の信頼をより深めこそすれ、失うものは何もありません。一時立ちどまるだけなんです。考えは考えで持っていてもらっていいんです。それはしかし、ここで住民の皆さん方の意見をもう一回集約する。念には念を入れるということが、住民合意の懸命な方法ではないかと。禍根を残してはいけません。

そういう立場から、別に足を引っ張るつもりで全然言っていないからね、よく御理解いただきたいと思いますが、そういう意味で申し上げておりますので、堀市長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私がいろいろ御答弁を申し上げる前に、一部資料を、今、西岡議員から

も言っていたいただきましたが、新市、また総合計画に基づいてということをお願いを申し上げたいと思います。

議長（星川睦枝君） 許可します。

市長（堀 孝正君） それでは、お答えをさせていただきます前に、この（仮称）大月運動公園につきまして、思いつきとか、ひらめきでやっているわけでも何でもございません。このことにつきましては、今資料を配らせていただきましたように、まずもって瑞穂市が合併しました合併のときの合併のすり合わせの中で、まず新市計画の中でこのことがうたってございます。これは第5章、新市の主要施策としまして、これは28ページ、31ページにおきまして「タウンセンター構想事業」とはっきり銘打っておりますし、ここに第1次の総合計画、これは瑞穂市が18年の3月に制定しております。この中におきまして、巢南庁舎周辺部においてはということで、このことをきちとうたっております。これは49ページ、51ページにきちとうたっておりますし、第4章で希望を育むまちづくり、また魅力ある生涯学習の項目、また生涯スポーツ、こういった関係、スポーツ振興組織の育成の中できちとうたっております。118ページ等々にうたっておりますし、また第2節の中にもはっきりと、天王川スポーツ公園、いわゆる生津ですね、生津の多目的広場、そして西地区の広場もきちとうたっております。

そして、瑞穂市の第1次の総合計画の後期基本計画、これは平成24年の3月に制定しております。その中におきまして、多目的広場等の整備を一体的に進める計画に基づき、市西部の活性化を牽引する拠点づくりを進めます。これは21ページに入れております。こういった中におきまして、施設面や企画・運営面での一層の充実を求められておるところから、108ページにおきましては具体的な表現もしております。そして、全市的な行事を考えるスポーツ拠点施設の整備を進めますという中におきまして、事業内容、グラウンド、これ生津、大月等の整備とより具体的な整備計画を立てて、それに基づいてこの計画をしておるところでございます。

この計画におきましては、旧巢南町の中にもございます。巢南のときからの計画でもございます。ここにアメニティー巢南ということで、巢南町の第3次総合計画のPR版の中にタウンセンター構想といいまして、ここにきちとうたってございます。役場周辺地区の整備事業で、きちとグラウンド整備、写真も入れて、平成4年に計画がされております。それを新市の計画、また総合計画に取り上げられて計画しておるところでございますし、また私が市長のときに掲げましたマニフェストの24項目の中の21番目に、芸術・スポーツ・体育施設整備を行います。マニフェストにもきちとうたい込んでの整備でございまして、思いつきでやっている事業ではないことだけは御理解をいただきますようお願い申し上げたいと思います。

そんな中におきまして、これまでの経緯・経過、不信感を与えるような内容、3種というよ

うなことでございまして、ここら辺の認識が甘かったというところでございますが、先ほど私が答弁をさせていただいておるところでございますが、より多くの市民が使っていただける施設でございますが、これは陸上競技を初めとしまして、サッカー、グラウンドゴルフ、ゲートボール、フットサルを初めとしまして、ここにおきましては相撲を初めキッズダンス、もちろん管理棟をつくりますので、そういう関係でここに大体の使用回数も掲げております。ざっと拾った、まだ細かく拾ってございませぬが、大体グラウンドのほうにおきましては193日、また管理棟におきましては244日、そして総利用者数としては約4万人ぐらいのデータも出させていただいております。

今、正月明けに行います駅伝競走等も糸貫川で行っておりますが、グラウンドが緩くて、1月でございます。ああいった形も、こういうところでやりましたら、また大きく変わってくるところでございますので、そういったことも御理解いただきたいと思ひますし、これまで10年間でいろいろ市内に、学校を初めいろんな公共施設を整備してまいりました。旧巢南のほうには何を整備していったか。何もしておらん。1つやったのが、巢南中学校の特別室の増築をただけでございますし、企業会計におきましては水道の施設を移した、それと南小学校の増築、1億5,000万円でした。これぐらいの整備でございますが、財政のバランス状況も、税の使い方もバランスのとれた、そういう中、いろんなことを勘案しまして計画いたしておるところでございます。

御案内のように、7年後には東京オリンピックが開かれるわけでございますが、このオリンピックに向けまして、青年、また子供たちが大きな目標、夢、希望を持てるようになりました。そういう子供たちを育てるためにも、ぜひともこの事業は取り組んでまいりたい、このように思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

そこで、住民投票のお話でございますが、議員御指摘のこのことにつきましては、私どもまちづくり基本条例を制定させていただいております。その関連もございまして、副市長のほうから、そのまちづくり基本条例をきちっと答弁させます。よろしくお願ひを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 住民投票について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思ひます。

今まさにまちづくり基本条例の中でうたっておるわけでございますが、20条に掲げてございます。市政に関する重要事項について、必要に応じ住民投票を実施できます。実施に当たっては、事案ごとに投票に必要なことを定めると掲げておりますが、このパンフレットにそういったことが掲げてあるわけでございますが、一般的に瑞穂市の住民投票をできる根拠をみずから条例で規定していることとなりますが、しかしこの条例の第1項に、市長は、市政に関する

重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができると規定されているんですが、必要に応じてと、この解釈でございますが、例えば、改めてまた勉強させていただいたんですが、第6次地方制度調査会、昭和51年6月18日ですから相当古いあれでございますけれども、このころから住民の自治意識の向上に資するための方策に関する答申というのが出ておりまして、ここでいう住民投票は、例えば地方公共団体の配置分合、特定の重大な施策、事業を実施するために必要となる経費に係る住民の特別の負担、さらには議会と町との意見が対立している特に重要な事件等について住民投票制度を導入することを検討する必要があるであろうということで、しかし住民投票制度は代表民主制に対する補完的な制度として採用されるものであって、それにより議会や町の本来の機能と責任を損なうことのないよう配慮する必要があると思われるというような答申が出ておるわけでございますが、こういったことを勘案してみますと、今回の（仮称）大月運動公園建設については、既に3月の新年度予算の中で議会がお認めをいただいた、その前提で進めておりまして、今回も用地取得に2,700万ほど計上させていただいております。こういったこと、あるいはパブリックコメントも実施しておるということを考えていきますと、既に議会においても予算づけをお認めいただいている案件を、この時点において住民投票するまでもないという判断をしておるところでございます。反対に予算づけをお認めいただいた議会に対しても、直接民主制にもつながる住民投票をこの時点で実施するのは、議会に対して失礼なことだと私たちは考えるところでございます。そういった観点で、住民投票は市長部局としては行わないという判断をしておるところでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 話にならないですね。そもそもまちづくり基本条例の期待する住民投票自体が問題なんです。これは今まで議論をしてきたけれども、要するに住民投票の発議権が市長にしかない、そういう規定なんです。ところが、今や時代はそうではなくて、住民自身が、これは市政、あるいは県政で重要な問題だというふうに考えたときに、自主的に一定の署名の数を獲得すれば、必然的に住民投票を行わなければならない、それを保障することが真の住民自治なんだということですね。

だから、奥田副市長なんかは、そのこと自体がねじが曲がっておる、はっきり言うと。20年か30年前の頭で、何か抽象的なことをしゃべっているだけ。それでは時代についていけない。この間、東京の小平市でやったでしょう。あれは原発とか、旗幟とか、大きな問題じゃないですよ。まちの公園の中を道路が通る。そのことについての是非を求める住民投票をやりましたね。

だから、そもそもからいくと、今、申し上げたように、まちづくり基本条例の住民投票の規

定自体を変えていかなきゃいけないんです。つまり、今言った常設型の住民投票条例に変えていくことが今日的な課題に合ったことなんです。だから、住民投票というのは、とにかく主人公の住民の声を聞くということですね。議会に失礼なんて、もっともらしいことを言うけれど、もっと本旨的なところに目を向けて議論ができなければだめなんです。

だから、もしそういうことであれば、市長の側からやる気がなければ、我々は大月運動公園の建設の是非をめぐる住民投票条例の直接請求運動をやる。そうすると、そのこと自体を議会にかけるわけですから、議会の中にかかるわけですから、住民投票をやるかやらないか自体がね。それは失礼じゃないんですか。住民がやるんですよ。だから、もう少ししゃべるときは論を詰めてしゃべってもらわないといかんと思うんですよ。市長のやる気がないということだけはわかりました。我々はそれを受けて、直接請求運動に取り組むことについて検討をしたいというふうに思います。

市長が答弁されましたけれども、私はそれこそ一言も思いつきやひらめきでやっているなんということは言ってないです。この第1次総合計画後期基本計画並びに新市建設計画、これは私も読んでいますよ。だから、一番最初に言ったでしょう、多目的広場ということで出ているでしょうと。だから、先ほどからの議論のピントの合わせどころというのは、なぜ第3種なんですか。1種、2種、3種、4種とある中で、何で第3種なんですかという絞り方で提起をしていますよね。

ですから、市長がいろいろ言われましたけれども、このことをきちっとうたっています、このことをきちっとうたっていますと同じことを言っているけれども、うたっているのは多目的広場の整備のことをうたっているんですよ。第3種の全天候型の公認の陸上競技場を、十数億か、もっとかかるか、かけてつくるとは書いてないんですよ。だから、非常に話のぶれが幅が大きいんですよ、はっきり言うと。だから、市長は自分の思いで語っているけれども、客観的にその話を聞くと、非常に幅が広いんです。グラウンドと多目的広場が第3種になってしまっておるんですよ。そして、執行部の中で見解がちょっと違っている、こういうこともあるわけですよ。ですから、こんなに時間がこれにかかるとは全く思っていなかったもんですから、あとはまだ2つ残っております。

シルバーのことについても、経過からずっと申し上げたいことがあるんですけども、時間が残っていませんので、簡単に、8月6日のシルバーの臨時理事会について、まず時間の残った中で簡単に聞いておきます。

この日の理事会では、森理事が代表理事の期間に受け取った行動費及び費用弁償、坪内理事が費用弁償を返還していないということで、蓮見理事長から8月22日の総会で、森・坪内両理事の解任決議を提出する、こういう提案がありまして、議決投票が行われました。賛成8人、反対1名で可決されたということでもあります。

そこで、当日の出席理事は9名ということでありますので、賛成8、反対1ということの数と合うわけですね。ということはどういうことかといいますと、議長の蓮見理事長、それから特別利害関係を有する森理事も議決投票を行っておるということになるわけです。そうすると、お尋ねをいたしますけれども、議長の蓮見理事長及び特別利害関係を有する森理事には議決投票の権利があるんですか。それをどういうふうに思いますか。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 議決の件でございますが、シルバー人材センターの定款及び、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の中にも、特段の定めがないというふうに認識しております。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） それで答えじゃだめなんですよ。ないからどうなんだということなんですよ。ないからどう解釈するかという問題なんですよ。そうすると、今の答弁を解釈すれば、規定がないから議決権はあるんだということですか、あるいは除斥はしなくていいということなんです。そのことについて教えてください。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 除斥のことでございますが、この前提として2月の理事会におきましても、決定が無効となった事例があるということは議員も御存じかと思えます。今回、そういうことも頭をよぎったところでございますが、今回、利害関係人である理事と監事を含めての役員の処遇についてどうするかとの提案に対しての採決でありまして、その場で解任を決定するといったわけではございませんので、社団法人及び一般財団法人に関する法律中の第95条第2項に抵触しないものというふうに判断をいたしておるところでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 直接解任をすることではないから、特別の利害にならんという解釈だと思わんですけれども、私はそうじゃないと思わんですよ。総会に当人の首を切るぞという議案を出すか出さないかという問題は、当人にかかわる問題だと思わんですよ。利害にかかわる問題じゃないかと思わんです。そういう立場からすると、要するにこの一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の第95条2項で、前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない、こういうことになっております。そういうことではないかと思わんです。除斥については。

議決だって、議決について規定がないからと言いますが、瑞穂市のシルバー人材センターは理事が10人なんです。これで議長に議決権があるんだという立場で論を進めていくと、偶数

ですから5対5になる可能性があるんですよ。そういうケースも考えられ得るんです、10人という数字は。そうなると、常に議長は議決権があるということで、この10の中には入っているんでしょう。その結果、5対5の可否同数になったわけでしょう。そしたら、どうやって決めんですか、じゃあお聞きしますけど。その場合は、どういうふうにして決するんですか、議事を。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 西岡議員さんからの8月6日における臨時理事会においての議決に、当該理事が賛否に加わったとか議長が加わったという件につきましては、先ほど来福祉部長から申しております一般社団法人及び財団法人の法律95条の2項で、特別利害関係を有する者は加わることができないというようになっておりますが、今回の事例については、法的な解釈についてになります。単なる形式的な条文にとられるのではなく、法律が規制しているような目的とか規制している事項に対して、特別な利害関係がある者が採決に加わったとしても、特段の不利益を及ぼしたことがないというようなこともあるということと考えておりますので、あながち西岡議員が御指摘されるような無効であるということとは考えておりませんので、議員さん、よろしくお願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、提起している問題は、除斥の問題と議長の議決権の問題の2つ提起しておるんですね。今、除斥についての執行部の考え方は耳に入れました。もちろん反論はありますよ。あと議長の議決権についてはどうですか。

5対5になったときに、どうやって解決するんですか。その議事をどうやって決するんですか。それを教えてください。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今の問題でございますが、私も報告を受けた段階で、そういった95条の2項の関係でいろいろ調べてみました。そういう中で、定款にも社団法人の法律にも、議長の議決権の行使については明記されていないわけですね。よそはそういうところも明記しているところもございます。議長は加わらないということで、採決以前には、ただ、うちはないということで、そのとき8月6日は1名欠員になっておりますから、9名ですね。だから、奇数ですから、当然そういうことも配慮してなされたんだというような解釈をしておるところでございます。それで、そこら辺がその場その場によって変わるということもいかなものかということも考えまして、今後そういった議決規定を整備するような指導はしておるところでございます。

事前に、これは蓮見理事長からお聞きしたんですが、投票をもってなしたということで無記

名投票ですね、そのときに頭をよぎったということで、以前、議会事務局のほうに、投票する場合は、議長は投票権があるかないかということをお話されてみえました。そういった過去の調べられたことを踏まえて、そのときに1名欠席で9名であるということ念頭に置いて執行されたというふうに解釈しております、一方では私どもも顧問弁護士等にこの問題について確認をしたところですが、これについては要請は阻却できるんじゃないかというお話も伺っておりますので、御理解をお願いします。

議長（星川睦枝君） 資料配付の関係で、質問時間を2分延長します。

西岡一成君。

3番（西岡一成君） そのときそのときの理事会で、きょうは9人だったから奇数、今度は10人だったから偶数だから議長の議決権があったりなかったりする。そういう問題じゃないんですよ、決まり、ルールというのは。そういう考え方が間違っているんですよ。ルールというものは決めたら決めた。そのルールが間違っていれば、またしかる後に訂正をすとか、変えるとか、合法的な手続によって。

もっと言うと、私は可否同数のとき以外は議長には議決権がないと。理事会や総会での議長に議決権はないけれども、じゃあ決裁権はどうですか。可否同数の場合は、議長が決するとあるわけでしょう。そうすると、議長の議決権のほかに、決裁権という問題が出てくるんですよ。そうすると、瑞穂市のシルバー人材センターならシルバー人材センターの議長は、議決権はないけれども、じゃあ決裁権はあるんですか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今回の件に関しては、奇数であったということで可否同数にはならないという判断が働いたんだというふうに解釈しておりますが、通常ですと、議長は内部留保しまして、そして可否同数の場合に自分の1票を投じて決裁をするというのが常套だというふうに思っています。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 時間切れですので、西岡一成君。

3番（西岡一成君） とにかく、あなたら全然抽象的な資料を出してやるから、一般質問がなくなってきた。

それで問題は、ちょっと紹介だけしておきますけど、いい一つの判断になるんですけど……。

議長（星川睦枝君） 西岡一成君に申し上げます。時間が切れましたので。

これで、改革、西岡一成君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。再開は午後3時30分から再開します。

休憩 午後3時11分

再開 午後3時32分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

みづほ会、堀武君の発言を許します。

堀武君。

1番（堀 武君） 傍聴の方、ありがとうございます。最後までおつき合いいただきまして、心より感謝しております。

みづほ会、堀武、通告に従い、いじめ問題に対する当局の取り組みについてと、「もくようみずほ」の今後をどのように考えているか、（仮称）大月運動公園の3点を質問席から随時質問させていただきます。

私は、いじめの問題について、常にその問題の提起をしてまいりました。その根の深さ、その時代的背景で、いろいろ変化をしてきております。子供たちのいじめの陰湿さは、大人の常識でははかり知れないものがあります。いじめによる自殺が新聞紙上に取り上げられ、またその賠償を学校関係者、いじめた保護者に請求される、これは当たり前のことですが、死に至らなくても、心、肉体に受けた痛みは、正常な社会生活ができないような悲惨な人生を送らなければならないお子さんが、教育の場で、あらゆる学校においてなされないようにする、その責任の一端は誰にあるのでしょうか。

「喉元過ぎれば熱さを忘れる」ということわざがあります。いじめられた子供、関係者が安心して相談のできる対策室の設置、問題の発生後いかなる対処ができるか、第三者機関の必要性を問うてまいりました。検討するとの答弁を得ているのですが、いまだその姿が見えてきません。死者が出ないと真剣に取り組めないのでしょうか。その場の責任は誰がとるのでしょうか。健全な人間形成を目指す義務教育の現場において、不幸な生徒を誰ひとりつくりたくないことを理想として学校運営をなされているのではないのでしょうか。当局も含め、「転ばぬ先のつえ」ということわざがあります。その後の検討がどうなされているのか、誠意ある答弁をよろしくお願いします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） さきの議会のほうで、いじめに関して堀議員の質問に答弁をしております。それは大津市におけるいじめにかかわる問題でございましたが、その答弁の中で、瑞穂市の現状を鑑みて、今後そういった条例の必要性についても検討させていただきたいと、そういうお答えをさせていただきました。

そこで、当市の現状ということでございますが、いじめ防止に向けては、これまでもさまざまな対策をとってまいりましたが、今年度に入ってから、いじめ防止リーフレット、それからインターネット上のトラブルへの対策徹底等、複数の資料をもとに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を合い言葉に、全教職員で指導に当たっております。今年度、市内の小・中学校における、いじめ防止、生徒指導、教育相談、不登校等についての研修会は、小・中学校

10校でございますが、年間66回、各校平均6.6回の研修会を持ちました。

また、近ごろ増加しております携帯情報端末や携帯ゲーム機を介したいじめについては、トラブルが発生しやすい夏休み前に市内全児童・生徒らに注意喚起の指導を行い、同時に校長会、市のPTA連合会と連名で「携帯電話等の学校への持ち込み禁止」の文書を配付し、学校への持ち込み禁止の徹底を図っているところです。さらには、むやみに買い与えないこと、使用についての家庭における約束づくり等の啓発を行っております。市教委の夏期の研修講座においても、「ネットの向こう側で生きる子どもたちの実態とトラブルの未然防止」や「学校における情報モラル教育」の講座を開設いたしました。

いじめられた子供、関係者が安心して相談のできる対策室の設置、第三者機関の必要性ということですが、いじめ問題にかかわらず悩み相談窓口として教育相談を充実させているところです。全ての学校で全ての児童・生徒と直接面談する時間「教育相談週間」を実施しておりますとともに、「こころのアンケート」を位置づけて、友達に相談できないことも把握し、相談者の立場に立った情報収集、児童・生徒に寄り添った指導・援助に努めております。

このほか、教育支援センターのアジサイスクールにおいても電話相談窓口を設置しておりますし、県の24時間体制「いじめ電話相談」や、NPOチャイルドライン支援センターの電話相談についても、各学校へ資料やカードを配付し、周知を図っております。

このいじめ問題については、そういった相談室の設置とか第三者機関の必要性ということについては、当市の現状を鑑みていうに、前回答弁させてもらっておりますが、各学校、市教委全体で現在取り組んでいるところで、議員の言われるそこまでは必要がまだ生まれていないと。今後、そういったことが生まれぬよう取り組んでいきますので、御理解をいただきたいと思っております。ありがとうございます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 教育の立場からいえば、そういうような答弁になるとは想像しておったんですけど、だから当局として総務部長、今の答弁ですと、第三者機関の設置の必要性もない、対策室の設置の必要もないと。常にこのような回答は教育委員会から出ているというのが、多分にどこの教育委員会でも多いと思います。それに対して行政側がどのような対策をとることが今必要になってくる。なぜならば、先生に相談もなかなかできない。家庭においても問題がある。友達も云々。それだけ陰湿になってきて、問題が起きたときに誰が責任をとる。そういうことは起きないという前提で言われているけれども、僕が最初に書いたように、子供の陰湿さというのは、そんな単純な形ではない。ならば行政としてはその点どう思っているのか、答弁をください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、教育長さんのほうから、教育委員会における対応ということで御説明がございました。

まず、堀議員がおっしゃっておられるのは、本当に万が一が起こったときにはどうするのかということだろうと思いますので、日ごろからいじめをまず出さないということが基本的には非常に大切ですけれども、その後の対応ということだろうと思いますので、まだまだ十分内部で調整し切っていない部分がございますので、今後の検討課題として御理解をいただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 高田部長。

福祉部長（高田 薫君） いじめという問題でございますが、学校にかかわらず、児童・生徒というところで福祉生活課もかかわってくるかと思えます。そういった場合、福祉生活課の中で児童担当へもいろいろ情報が入ってまいりますので、その都度、家庭相談員とか担当者レベルで、子相並びに県と相談をいたしまして、そういう事案があれば、その都度対応をしております。

また、高齢者に関しましては、地域包括支援センターのケア会議などで検討してまいりますし、障害者に関しましては、福祉生活課内の担当の中ではございますが、障害者虐待防止センターという設置がなされておりますので、そういったところで福祉のほうとしては対応しております。以上でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 新聞紙上でも、教師による暴力行為、生徒に対するそのようなことを初め、いじめを助長するような事例も挙がっております。だからこそ今言うように、第三者的な形、第三者機関の必要性を問うておるんです。なぜかといえば、教職員を不信感で見ているわけではない。ただし、今言うような形ですと、子供としてはその辺のことで、幾ら体制を整えながらも、そのすき間を埋めてあげるのが教育関係でできなければ、行政のほうで当然その辺のことをどのように埋めていくかということを経済的に判断してやっていただきたい。だから、それに関しては、逐一私もこれから、またかと言われるかもわかりませんが、いじめ問題を特にライフワークで取り上げている以上、その辺のことを問うていきたいと思っております。よろしくお願ひし、この件に関する質問は以上です。

次に、「もくようみずほ」の必要性についての疑問点は何回ともなく取り上げてまいりました。災害時による緊急警報、その後の状況の伝達方法、全てが設立当時と状況が変わってきております。その辺も含めて、「もくようみずほ」の再考に関して少しだけ当局の考えを聞きたいと思っております。

まず、その設立はいつですか。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 堀議員のFM放送「もくようみずほ」の今後どのように考えていくかという御質問にお答えをいたします。

「もくようみずほ」の設立と申しますか導入は、平成17年の9月1日に導入をしております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） では、設立当時の目的はどのようなことで設立されたのか、御説明願います。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） お答えします。

設立時の導入の目的の一つは、災害発生時、いわゆる非常時における市民への伝達的手段として、行政防災無線だけでは対応し切れないという現状が想定されました。当時は合併してからまだ2年ぐらしかたっており、巢南地区では巢南庁舎から放送し、穂積地区は穂積庁舎から防災行政無線を放送するというふうなことで、大変不便な状況が続いておりました。そんな状況を少しでも緩和できる第2の情報伝達手段として、阪神・淡路大震災や本市が導入する前年におきました中越地震の際にもFM放送が有効な伝達手段であり、的確に情報を伝達することができたということが取り上げられたことから導入をしたものでございます。

また、それ以来今日まで8年になりますが、「広報みずほ」が月1回の発行なのに対して、「広報みずほ」を補完する役割というようなことで、通常時には毎週木曜日、正午から1時間の番組を制作し、市の最新情報をお知らせしてきましたが、近年ではホームページなどの有効な伝達手段の役割が非常に高くなってきている状況もでございます。

以上で答弁とします。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 市民にどの程度認知されているかということに関して、副市長に再三にわたって質問しているんですけども、はぐらかされたような答弁しかいただいておりません。その件を踏まえて、どの程度認知されているかと思えますけど、副市長の答弁はわかっているもんですから、森企画部長、その辺のことで、森企画部長としてはどの程度認識されているか、答弁をください。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） お答えします。

「もくようみずほ」が市民に周知されているかという堀議員の御指摘なんですけど、残念ながら

ら、放送を開始して8年が経過するわけですが、議員御指摘のとおり、認知度といいますか周知はそんなに高くないと考えております。特に最近転入された方や、行政に全く関心のない方とっては失礼ですが、そのあたりについては少ないかもしれません。先般行われました子ども議会の子供の発言や提案のとおり、知らない子供も多いというふうに考えております。

市役所では毎週木曜日に「もくようみずほ」を放送していますが、放送内容としては、自然に耳に入ってくるような違和感のない受けとめやすいような番組になっておりますから、今後とも周知に努めていきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 行政側の一方的な答弁だと思っております。

それでは、防災に関して伝達方法の多様化は進んでいるんですけど、実際に災害が起きた場合には職員が対処することになると思うっております。それに関して、この伝達方法の多様化の中で、防災に関してどのように対処する方法をやっているんですか、お答えください。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 御質問ですが、防災に関する伝達手段、議員御指摘のとおり、伝達手段も多く進み、現在では多様になってきています。市の防災行政無線も、デジタル化に向けて整備をしてきています。伝達方法は多様化しています。ホームページ、携帯電話、スマートフォンなどの普及があります。これらは双方向通信が可能になります。しかし、例えば先日のような集中豪雨において、防災行政無線は恐らく聞こえないのではないかと。避難を呼びかけるような事態になっても、聞こえないのも事実かもしれません。非常時における伝達手段は、このFM放送も含めて、伝達手段が多様化していても、幾つあってもいいのではないかと考えております。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 私もこれをやめてまえと言っておるわけではない。ただ、今言うように、維持するのにどのような形式が一体よいのか、その辺のことを考える時期だと思っておるものですから、今年度の予算はいかほどですか、御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 今年度の予算は、600万円ぐらいだというふうに思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 私は、例えば極端な話、維持するのに月10万の維持管理費にすれば120万で済む。そして、行政の担当者は、それに対応していけば、それで済むんじゃないかという

ようなことを提案しながら、そのことに関して行政側として検討される時期だと思っておるもんですから、その辺のことに関して御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 堀議員さんから3月の議会において総括質疑を受けております。本年度、「もくようみずほ」のあり方について検討を始めております。FM放送を導入しているのは、県内21市の中では導入しているのは11市となっています。今、この状況の調査が終わり、これから検討し、分析をするところになります。取りまとめができましたら報告させていただきますが、現時点での報告をさせていただきますと、多くの市が10分から15分ぐらいの番組を中心に放送していること、本市のように60分以上の番組は瑞穂市のほか1市となっていることが課題でありまして、現在そのまま放送を続けることが、この企画に固執しているということも課題にあります。

これとは別に、現在できること、周知などを進めていきたいと考えています。まず、公共施設で「もくようみずほ」を流してもらうように考えています。市役所ではもちろんですが、市民センターや、総合センターや、コミュニティセンター、また子ども議会での提案があったように、できるだけ保育所、幼稚園、小・中学校の子供への取材や、市内の事業所めぐりのような取材も考えていただくような番組を考えています。そして、保育所、幼稚園、小・中学校もいろんな時間割りの都合もあるとは思いますが、できる限りこの放送を流していただくようにし、また市内の事業所においても、お昼休みの休憩中に流していただくような周知をしていきます。

今後については、議員さん御指摘のように、市民の皆さんの意見も聞かなくてはなりません。11月のふれあいフェスタにおいて「もくようみずほ」の出展ブースを設け、効果測定とか市民の皆さんの御意見やアンケートなどを通じて聞いていきたいと考えています。議員の皆様方には、またこのようなことがまとまりましたら御報告をいたします。御意見や御提案がございましたらお聞かせくださいませう、よろしく願いをいたします。

以上で答弁とします。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 「もくようみずほ」に関しては、総合的に判断をして、いい方向といいんですか、その方向性を行政としてもしっかりとつかんでやっていただきたい。そうでないと60万のお金が無駄金になる危険性がありますから、その辺をくれぐれもお願いして、この「もくようみずほ」の質問を終わります。

さて最後に、（仮称）大月運動公園に関してですけれども、私は大月運動公園に全面的に反対するものではないが、公認競技場の必要性に甚だ疑問を感じております。100メートルの直

線距離、400メートルのトラック、芝生、周りの樹木、管理棟、相撲場、それは全ていいのではないのでしょうか。公認陸上競技場でなくても、それに準じた競技場であれば、市民全員が参加できる施設、そして公認に準じていれば子供たちには十分ではないのでしょうか。思い切り走れる環境、思い切り運動のできる施設、そのようなことをもう一度よく考えて、市民全体が利用できる運動公園であるべきだと思っております。それを踏まえて、幾つか関連質問をします。

その前に、教育次長、あなたが第3種と言った言葉と市長が答弁した言葉の矛盾点、こんなことはあり得んこと。違いますか。前のときに私は聞いたんですけれども、3種を前提に考えておると。今の市長は、3種、4種と、そんな入り乱れたようなことは恐らくできないでしょうから、金額的には4種に近いと自分では思っているんですけれども、次長、市長の答弁と教育次長の答弁の矛盾点を一回答弁してください。そうでないと、こんな矛盾点を行政のほうでやっていくこと自体がおかしなことでしょう。市長が答弁をする。こんなの前から文教厚生委員会、全協の席で、市長はそれに近いことを言っているんですから、その時点で教育次長も、市長、行政のトップと、部長の皆さんとでもいいですけど、よくよく精査して今回に臨むべき。西岡議員の言ったことに関して、一番最終的に3種で、後からこの矛盾点は全部やりませけれども、その点、自分自身がどう考えて、なぜそんなようなことを言ったのか答弁してください。そうでないと前に進まないし、こんな矛盾点をやったまま行政のトップと部長の言う意見が一般質問の席上で違うなんて、前代未聞だと僕は思いますよ。違いますか。

教育次長、再度、あなたの考えは第3種なのか、それともどうなのか、答弁願います。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

この3種の規格につきましては、当初、直線路とトラックとつくる場合には、何レーンをつくるのかというので種別が決まってまいります。例えば1種、2種だと、トラックだと8レーンが必要だと。3種だと8レーンまでは要らない、そういうところがございます。市長は、公には言ってないというのは、確かに公で3種ということをおられるわけではなくて、実際にどのような競技場をつくっていくかというような話し合いの中で、8レーンまでは要らないということは言われております。というのは、今、小学校が7つありまして、トラックは6つでは少ない、7つ小学校があるんだから7つは必要だろうというところで、レーンが7つということになれば、当然3種か4種というふうになってまいります。そういうような打ち合わせの中で、この設計を出すときに3種。あとは天然芝にするか、人工芝でもいいのかとかいろいろありますけれども、調整の中では8レーンは要らないだろうということですね。要らないという話でしたので、当然1種、2種は外れる。そうすると、あとは3種、4種ですけども、設計の段階では、小さい設計をして後から大きな設計というのはできないんですね。それです、3種でとりあえず私どもは設計を出して、その後いろいろ協議をさせていただい

て、その中で最終的に規模やなんかを決めていこうという考えを持っておりましたので、こうした食い違いが出たのだと思っております。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） こんな答弁で誰が納得できるんですか。最終的な云々で市長が言っていることと、道中、工程的なことはわかりますよ。ただし、ならばその辺のことで、今、市長が言われるように、第3種では10億ぐらいかかると。だから、その矛盾点があるからこそ、それに関して3種ではどうか、4種はどうか迷いながらも、3種のアンツーカーで4種を取り入れたような、ちょっと矛盾するような話で、だけれども教育次長、あなたの答弁は、過去に関しては言っているんですよ。じゃあ、市長が答弁したことと、自分自身が今言っていることの矛盾点、市長の意向に合わせる形なのか、それとも自分自身が3種で内容云々で突っ走るのか。突っ走るとなると、あなたはこれから私が言うことの質問事項に対してすごく矛盾してくるよ。

もう1回聞きますけれど、あなたはだから3種でやったということを再確認しますが、間違いないですね。答えてください。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 設計のほうは3種の規格でお願いしております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） いいですか、ならば質問します。設計で1,500万、3%で。5億の予算で、どこまで設計事務所に頼んだのか、その内容をお答えください。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） これにつきましては、3月の定例会の全協のときにも概要ということでお話ししましたが、1,500万の設計の根拠が5億円です。5億円の3%が1,500万ということで説明をさせていただきました。この5億についても、概算で5億ということですので、実際に設計を行わないと実際の金額が出てきません。いろんな各種団体から、施設についてはいろんな御要望を聞いておりますので、とりあえずそういうものを全て含んだ形で設計をさせていただいております。ですから、概算の設計が出た時点で、私どもは一度中身を検討して、その規模や金額等について決定してまいりたいと考えております。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） こんなむちゃくちゃな答弁はありませんよ。市の考え方、現在設置する施設・設備については、瑞穂市民を中心とする利用者に有効的に利用していただけるよう、下記の施設・設備を設置する予定です。今後も市民からの御意見等を参考にさせていただきな

ら進めていきたい。いいですか、陸上競技場（全天候型トラック曲線路7コース・直線路8コース）、トラック競技、インフィールド競技場（天然芝）、投てき、サッカー、グラウンドゴルフ、管理棟、管理事務所、談話室、トレーナー室、用具室、相撲場、トイレ、更衣室、医務室、託児室、多目的運動室、屋上観覧広場、ウォーキング、散策コース（含む既存歩道・散策路）750メートル、器具庫、駐車場、これで教育次長、わからんけれど、これ5億でできるの、極端な言い方をすると。そんなむちゃくちゃな、第3種の形でさえ市長は10億かかるでできないと言うのに、これだけ含めたものを設計事務所に委託して、5億が例えば1割ふえたとか、2割ふえたという話ならまだ理解ができるけど、この5億で、この範囲で設計委託して概算出して、これが今言うように10億とかそれ以上で云々したら、あなたはどう責任をとるの、答弁してください。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） これはあくまで概算で5億と言っているのもあって、設計が仕上がってこないと実際の金額はわかりません。それで概算を出していただいて、そこに必要なもの、不必要なものをそこで精査していくという手順がまだこれからあります。ですから、それによって、ここで言うのは何ですけれども、10億かからないとかどうかということは言えない話ですが、敷地面積も少ないこの施設で、10億かかるとか、そういう金額は出てこないと私は考えております。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 直線100メートル、それからトラック400メートル、このようなものをつくったほかの自治体の云々からすると10億程度とか、市長もそう答弁しておるわけ。それに次長が、5億で云々で出てきたんでかかりません。じゃあ10億かかるという概算的な予算が出てきたら、あなたはそれに関してどう責任をとるかと言っているんですよ。そんなむちゃくちゃな答弁はありません。

1,500万の設計予算、3%。設計事務所なんていうのは、恐らく僕の言っていることが違わなきゃ、これが10億になれば追加金額として1,500万、設計3%で来るんですよ、設計事務所から大抵。違ったら訂正してください。

だから、そのような形で設計事務所は幾らでもいいんですよ、極端なことを言うと、出てくるのは。次長が言っている答えだと、今言うように5,000万の……、じゃあ言葉を変えます。

あなたは5億円の範囲内でできるというあれならば、本来は5億円内でできる範囲というのを設計事務所に、普通からいえば、どこまでできるんだと、どこからはできないかということ、あなたそれを要望しましたか、答えてください。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 設計されている方との打ち合わせの中では、今、設計費が1,500万の予算ですので、それで計算すると5億ぐらいたということ、それが多少前後することはあるかもしれないというような話はしております。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） そうですね。だったら今言ったように、教育次長は5億でおさまる範囲で話をしておると。だから、今言うような形で、5億という一つの基本的なことを基礎に設計に委託して、それに関してこれだけたくさんすることをして、次から次へとふえるということに関して責任があるのかなのか、それとも5億以内でとどめるのか、答弁してください。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） これは設計ですので、それにつきましては当然市のほうと調整した中で、金額については決めるものだと思っております。

それから、財政的なこともありますので、当然そうしたものを加味した上での設計の金額になると考えています。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） その5億円になるだろう、ならなかった場合、これはすごいことをあれですよ。第3種の云々で、直線距離100メートル、400メートルのトラック云々で、第3種でやると大体、市長も言われるように10億はかかると。その他の全部入れたら幾らになるかわからん。大体5億の範囲内でやるということを行いながら、それに関して5億円の範囲ぐらいでしょ。こんなあやふやなことを言っておいたら、市長と担当次長、全然話がかみ合わない。今言っていることは、過去のこと云々にこだわりながら、全然それから一歩も出てない。

だから言うように、勉強してないとは言わないですけども、公認の第3種でやって、全部を含めたら、概算的に云々じゃなくて大体どれぐらいかかるぐらいのことは、ほかで調べてくればわかることでしょう。最新のことにやって、それから今の土木、市の値上がり等からすれば、そんなものではおさまらないと。そのようなことを勘案しながらいかなきゃならないのに、誰がひとり歩きしたかわからんですよ。5億でできると。設計をだから3%で1,500万にした。ここで教育次長、とまってまっておるもん全部、話が。違いますか。そうしておいて、じゃあ責任をどうするかと、責任はとれへんと言う。ふえてもしょうがない。こんなことを簡単に言われて、はいそうですか、認めましょうと誰が言えますか、市民が。

自分自身がもう少し、再度言いますけれども、市長とよくコミュニケーションをとりながら、だから市長が言われるように、第3種か第4種の混合なんていうのはできるわけがないし、4種なら4種で何ぼかかるんだと、3種で何ぼかかると、大体概算的にどれぐらいかかるなんて

というのは、設計事務所に聞けば出てくることですよ、あれはそれなりのものを持っているから。運動競技場云々したって、資料的に云々したって、それをわかりません、概算が出てこない云々というのは、この5億円の範囲内で行えるということに関して、こだわって5億の範囲内で行えるように努力をし、それ以上に関しては教育次長で責任は持てないと。そういう答弁はできませんか。市長、答弁してみてください。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） この問題、先ほど西岡議員からも御質問いただいたところでございます。いずれにしても、私、文教厚生委員会でもお答えをさせていただいておりますように、たたき台が出てまいりますので、議会と十分に相談して、そして決めさせていただくということで、たたき台が出てまいりましたら、しっかりと協議をさせていただいて決めさせていただきたいと思っております。

そこの中で私は、先ほども申し上げましたが、やり投げ、そして円盤投げ、それからハンマー投げ、棒高跳び、こういう競技をやる施設は設けません。おのずとそうなりますと、第3種でなくなると思います。ですから、レーンが7レーンあるということで、それで3種というような思いをしたと思いますけど、そこにちょっと詳しい中身のずれがあったところでございまして、そういう形でこれから協議をさせていただきますので、どうかその点、先ほども申し上げたとおりでございまして、これは文教厚生委員会で私のほうからきちっと申し上げておきましたが、議会の委員会、議会と十分協議して決めさせていただきます。

けれども基本的な、今の棒高跳び、それからハンマー投げ、円盤投げ、やり投げ、こういったのはいろんなフェンスとかも要りまして、全く頭からやるつもりもございません。一般的な郡大会ができるような、そのくらいのレベルのあれでございます。レーンだけは、小学校が7つございます。ですから、小学校なんかフルに使わせたいと思いますし、中学校の部活、平生は学校でやりますが、土曜・日曜ぐらいはこういった場で一つのレベルを上げるようにしたいと思っております。

実は穂積中学校に現在、高跳びで全国で2番をとった子がおりますが、これは2回目にクリアした。記録は同じですけど、2回目で跳んだというところで2位になりました。高さは同じですけども。そういったのもありまして、施設の整ったところでやりますと、きょうも申し上げましたように、ちょっと環境のいいところでやりますと、また違った意味で、この陸上競技を初めいろんな競技のレベルも上がりますし、やる意欲も変わってまいります。瑞穂市に合った施設をつくりたい。より多くの市民が使える、もちろん中の芝生は天然芝ですが、今学校でやっておりますような、ティフトンを選手やらいろんな子供たち、そして一般のボランティアをお願いしまして、ティフトンのああいっぱい芝を入れたいと思って、グラウンドゴルフの人口だけでも3,000人もおるわけでございますので、こういった方が、はっきり申し上げて瑞穂

市だけが芝生のグラウンドがない。そういったニーズにも応えられる、いろんな意味で広く利用できますので、これはぜひとも整備をしたい。その中で議会と、委員会でも申し上げましたように十分協議して、そして無駄なことにならないようなことで考えておりますので、どうかその点を御理解いただきまして、いろいろずれがあったことは私のほうから心からおわびを申し上げますので御理解をいただいて、一緒になってお考えをいただきますようお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 最初に言いましたように、私は市長が今答弁されたように、小・中学生、レーンの大きさ、100メートル、400メートルトラック、それから7レーン云々はいいと思うんですよ。ただ、今言うように、第3種では、今の予算的に云々、初めて市長も第4種を念頭に置いてやるという答弁を得たもんですから、私は今言うような形で、子供さんたちが、その距離と、長さ、それから感覚を得て大きく成長していただくためにはそのようなものは必要だし、それから第3種だと、教育次長も知っているように、特殊なアンツーカーをしたら、スパイクもそうだし、一般市民がいつもいつも使えるような状況ではない。

浅中の陸上を見に行きましたけど、中でサッカーをやって、そうするとあそこの競技場から芝に入るのに靴を履きかえる。そうしておいて、まだそれから出ないように注意をする。それぐらいのことをして3種を維持する。あそこは2種から3種に落としたんですけど。だから、そのようなことで市民全員が参加してあそこでいろいろな催し物をやるには、3種では難しいの。なぜならば、そのような形で、市民の皆さんがあそこへ行って、アンツーカーで、今言うようにウレタン状のものに傷をつけたら、そこだけの修理で終わらんですよ。改修云々したら2年、普通やったら5年、浅中は十何年たつんですか、改修をしなければならんと言っておったんですけども、あれは入り口が1つなんですよ、管理棟のところ。

そのような状況のものを教育次長、見に行っていて知っているはずですよ。ならば今言うように、市長がわざわざ答弁をするのでなく、自分たちが、市長、これはこういうふうで、市民参加型ではちょっとえらいじゃないかと。予算がある。そういうようなことが提言できなきゃだめよ。市長の言われたとおりで、市長が最初のときは3種でやる。それは市長も陸連から言われたら、それはそのとおり。そのような立派なものできて、ほかにそのような施設ができるような空間があればいいですけど、そうでなければ、その中で一緒にどうやってやれるかということ提言するのが教育次長、あなたの務めでしょう。言われたとおりなら誰だってできる。

市長が言うように、その辺のことで、今、市長が答弁されたことを含めて、私は第4種公認に準じた競技場をつくってはいかがかと。芝生を肥料で育てる開かれた市民のための運動公園となるのではないかとという形で、市民に愛される運動公園を目指して、市民の目線で考えてみ

たらいかがでしようかと、そのような提言をさせていただきましたけど、市長はその方向性をしていたいただいたものですから、教育次長、あなたからそのような市長と同じ答弁ができるかどうか、その必要性を感じるものですから、答弁願います。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいま市長のほうから、今度つくる競技場については、棒高跳びや円盤投げ、ハンマー投げ、そういうものはなくてもいいというようなお話がありました。そうなりますと、なくてもいいということになりますと、4種でもという見解になると思います。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） ありがとうございます。今の言葉を信じて、文教厚生委員会で批判を受けるぐらいの質問をさせてもらったんですけども、市長も前向きに、市民の皆様が参加できるような運動公園を目指すということで私は理解しておるものですから、その辺のことを、市民全員参加型の運動公園を市長も願っておることと私は信じておるものですから、その辺のことを信じて私の質問とさせていただきます。

以上、ありがとうございます。

議長（星川睦枝君） これで、みづほ会、堀武君の質問を終わります。

これで会派代表質問を終わります。

散会の宣告

議長（星川睦枝君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後4時22分